

約款番号
K-6

無 配 当
積立利率変動型終身保険

約 款



Gibraltar
ジブラルタ生命

2024年3月版

目 次

約款

■特約

・ 無配当定期保険特約	1
・ 無配当新家族保障特約	7
・ 無配当災害割増特約	15
・ 無配当傷害特約	21
・ 無配当家族傷害特約	31
・ 無配当災害入院特約	41
・ 無配当家族災害入院特約	48
・ 無配当疾病入院特約	54
・ 無配当家族疾病入院特約	61
・ 無配当手術特約	68
・ 無配当家族手術特約	77
・ 無配当成人病手術特約	83
・ 無配当成人病入院特約	89
・ 無配当女性疾病入院特約	96
・ 無配当長期入院特約	106
・ 無配当通院特約	113
・ 無配当家族通院特約	120
・ 無配当ガン入院特約	127
・ 無配当特定損傷特約	135
・ 無配当年金支払取扱特約	141
・ 80歳満期の特約への変更に関する特約	147
・ 特約更新特約	148
・ 特約用特別扱保険特約	149

2010年4月1日より保険法が施行されたことに伴い、更新・特約中途付加のお手続をいただくご契約につき、「保険法の施行に伴う特則(B)」が適用されます。
「保険法の施行に伴う特則(B)」は、「ご契約のしおり」(更新・特約中途付加用)に掲載していますので、あわせてご確認ください。

無配当定期保険特約 目次

1. この特約の仕組	第 15 条 特約の失効
第 1 条 定期死亡保険金の支払	第 16 条 特約の消滅
第 2 条 定期高度障害給付金の支払	第 17 条 特約の復活
第 3 条 特約保険料の払込	第 18 条 特約の復旧
第 4 条 特約保険料払込の免除	
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	8. 払戻金
第 5 条	第 19 条
3. 特約保険料の自動振替貸付および定期保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	9. 定期死亡保険金額の減額または保険期間の変更
第 6 条 特約保険料の自動振替貸付	第 20 条 定期死亡保険金額の減額
第 7 条 定期保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第 21 条 保険期間の変更
4. 定期保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所	10. 契約者配当
第 8 条 定期保険金等の請求手続	第 22 条
第 9 条 定期保険金等の支払の時期および場所	11. 管轄裁判所
	第 23 条
5. 定期保険金等を支払わない場合	12. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 10 条 定期死亡保険金を支払わない場合	第 24 条
第 11 条 定期高度障害給付金を支払わない場合	13. 主約款の規定の準用
	第 25 条
6. この特約の解約および解除	14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則
第 12 条 特約の解約	第 26 条
第 13 条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 14 条 重大事由による解除	
7. この特約の失効、消滅、復活および復旧	付則 定期保険金等の請求書類

無配当定期保険特約

1. この特約の仕組

第 1 条（定期死亡保険金の支払）

会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡した場合に、この特約にもとづく死亡保険金（以下「定期死亡保険金」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人に支払います。ただし、第 10 条（定期死亡保険金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

第 2 条（定期高度障害給付金の支払）

- 会社は、被保険者が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。）以後に発生した傷害または疾病によって、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第 3 条（保険金等の支払）第 1 項第 3 号に規定する高度障害状態に該当した場合に、定期死亡保険金額と同額のこの特約にもとづく高度障害給付金（以下「定期高度障害給付金」といいます。）を被保険者に支払います。この場合、責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前にすでに発生していた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含み、第 11 条（定期高度障害給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
- 前項に規定する定期高度障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、定期高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期

間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなして定期高度障害給付金を支払います。

3. 第1項の場合に、被保険者が定期高度障害給付金を会社に請求することなく、前条に規定する定期死亡保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって定期死亡保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該高度障害状態は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により定期死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
4. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に定期高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時および被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日
3. 前項第2号の契約応当日を「中途付加日」といいます。
4. 第2項第2号の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、定期死亡保険金もしくは定期高度障害給付金（以下「定期保険金等」といいます。）の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。
5. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付および定期保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第7条（定期保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月

払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による定期保険金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき定期保険金等から未払込保険料を差し引きます。

4. 定期保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（定期保険金等の請求手続）

1. 定期保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者または定期保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 定期保険金等を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. 定期死亡保険金の受取人は、定期死亡保険金の支払事由が発生した場合には、定期死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、定期死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第9条（定期保険金等の支払の時期および場所）

1. 定期保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または定期保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで定期保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 定期保険金等を支払わない場合

第10条（定期死亡保険金を支払わない場合）

1. つぎの場合には、会社は、定期死亡保険金を支払いません。
 - (1) 責任開始の日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 定期死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が定期死亡保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
 - (4) 被保険者が戦争その他の変乱で死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱によるこの保険の被保険者の死亡数の増加の程度がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じて定期死亡保険金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。
2. 会社は、前項によって定期死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、前項第2号の場合には支払いません。

第11条（定期高度障害給付金を支払わない場合）

被保険者がつぎの各号の原因によって主約款第3条（保険金等の支払）第1項第3号に規定する高度障害状態に該当した場合には、会社は、定期高度障害給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意
- (2) 戦争その他の変乱。この場合には、前条第1項第4号ただし書を準用します。

6. この特約の解約および解除

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、定期保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によ

てこの特約を解除することができます。

4. 前項の場合には、会社は、定期保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに定期保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 14 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（定期高度障害給付金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故を招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待し得ない前 2 号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 定期死亡保険金もしくは定期高度障害給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、定期死亡保険金もしくは定期高度障害給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに定期死亡保険金もしくは定期高度障害給付金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 15 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 16 条（特約の消滅）

1. 定期保険金等の支払事由が発生した場合には、この特約は将来に向かって消滅します。ただし、被保険者が高度障害状態になった場合で、この特約の規定により定期高度障害給付金が支払われないときを除きます。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。
3. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合には、この特約は同時に消滅します。
4. 主契約を延長定期保険に変更する場合には、この特約の定期死亡保険金額を加算して変更後の死亡保険金額を定めるものとします。

第 17 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 18 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第 19 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 16 条（特約の消滅）第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 主契約を払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更する場合には、この特約の払戻金を主契約の

払戻金に加えて取り扱います。

3. 第9条（定期保険金等の支払の時期および場所）の規定は、第1項の場合に準用します。

9. 定期死亡保険金額の減額または保険期間の変更

第20条（定期死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって定期死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の定期死亡保険金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額を減額する場合に、定期死亡保険金額（主契約に付加された無配当定期保険特約が2以上ある場合には、それぞれの無配当定期保険特約の定期死亡保険金額の合計額とします。以下本項において同様とします。）が主契約の死亡保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、定期死亡保険金額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後のこの特約の定期死亡保険金額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって定期死亡保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
5. 本条の規定によって定期死亡保険金額が減額された場合には、保険証券に裏書します。

第21条（保険期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、第5条第5項に規定する範囲内でこの特約の保険期間を変更することができます。この場合には、この特約の責任準備金の差額を授受し、かつ、つぎの契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）からこの特約の保険料額または保険金額を更正します。ただし、定期死亡保険金額の増額は行ないません。
2. 前条第4項および第5項の規定は、前項の場合に準用します。

10. 契約者配当

第22条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第23条

定期保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第24条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第25条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第26条

この特約は、つぎの各号に定める日に消滅するものとします。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当したとき
無配当年金支払取扱特約の締結日の前日
- (2) 主契約の積立金の全部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき
無配当介護保障特約の締結日の前日
- (3) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当したとき
無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の締結日の前日

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 定期保険金等の請求書類

(1) 定期死亡保険金の請求書類

1. 定期死亡保険金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
4. 主契約の死亡保険金受取人の戸籍抄本
5. 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

(2) 定期高度障害給付金の請求書類

1. 定期高度障害給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の高度障害報告書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当新家族保障特約 目次

(この特約の趣旨)	第 15 条 特約の復旧
(年金の種類)	
(基本家族年金月額)	7. 払戻金
	第 16 条
(この特約の年齢計算)	8. 基本家族年金月額の減額または保険期間、年金の種類もしくは年金支払期間の変更
1. この特約の仕組	第 17 条 基本家族年金月額の減額
第 1 条 家族年金等の支払	第 18 条 保険期間の変更
第 2 条 特約保険料の払込	第 19 条 年金の種類の変更
第 3 条 特約保険料払込の免除	第 20 条 年金支払期間の変更
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	9. 家族年金等の一括支払および分割支払
第 4 条	第 21 条 家族年金等の一括支払
3. 特約保険料の自動振替貸付および家族年金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第 22 条 家族年金等の分割支払
第 5 条 特約保険料の自動振替貸付	10. 契約者配当
第 6 条 家族年金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第 23 条
4. 家族年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所	11. 管轄裁判所
第 7 条 家族年金等の請求手続	第 24 条
第 8 条 家族年金等の支払の時期および場所	12. 主約款の積立金に関する規定の不適用
5. この特約の解約および解除	第 25 条
第 9 条 特約の解約	13. 主約款の規定の準用
第 10 条 告知義務違反による解除	第 26 条
第 11 条 重大事由による解除	14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則
6. この特約の失効、消滅、復活および復旧	第 27 条
第 12 条 特約の失効	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 13 条 特約の消滅	付則 家族年金等の請求書類
第 14 条 特約の復活	

無配当新家族保障特約

(この特約の趣旨)	
この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、この特約の保険期間中に被保険者が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に、家族年金または障害年金（以下「家族年金等」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。	
(年金の種類)	
この特約の家族年金等の年金の種類は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約の締結の際、そのいずれかを選択するものとします。	
(1) 年満了確定年金	
(2) 歳満了確定年金	
(基本家族年金月額)	
この特約の締結時に約定した金額で、第 1 条（家族年金等の支払）の規定による家族年金等の支払額の基準になります。	

(この特約の年齢計算)

この特約においては、年齢はすべて満年で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは切り上げて1年とします。

1. この特約の仕組

第1条（家族年金等の支払）

1. この特約の家族年金等の支払は、つぎのとおりとします。

名 称	支 払 事 由	支 払 金 額	受 取 人	支 払 時 期	家族年金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 家 族 年 金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	家 族 年 金 額	主 契 約 の 死 亡 保 険 金 受 取 人	（1回目の家族年金） 家族年金の支払事由に該当した日 （2回目以後の家族年金） 年金支払期間中の、家族年金の支払事由に該当した日後の毎年のその応当日	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 責任開始の日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者の故意 ③ 家族年金の受取人の故意 ④ 戦争その他の変乱
(2) 障 害 年 金	被保険者が、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した傷害または疾病によって、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第3条（保険金等の支払）第1項第3号に規定する高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前にすでに発生していた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	家 族 年 金 額 と 同 額	被 保 険 者	（1回目の障害年金） 障害年金の支払事由に該当した日 （2回目以後の障害年金） 年金支払期間中の、障害年金の支払事由に該当した日後の毎年のその応当日	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱

2. 前項に規定する家族年金額は、この特約締結の際に保険契約者が選択したつぎのいずれかの型により定めるものとします。

(1) 定額型

基本家族年金月額の12倍相当額を支払う型

(2) 逡増型

基本家族年金月額の12倍相当額につぎの表の率を乗じて得られる金額を支払う型

回 数	乗 率	回 数	乗 率
1回目	1.00	7回目	1.30
2回目	1.05	8回目	1.35
3回目	1.10	9回目	1.40
4回目	1.15	10回目	1.45
5回目	1.20	11回目以降	1.50
6回目	1.25		

3. 第1項に規定する年金支払期間は、つぎのいずれかとします。

(1) 年満了確定年金を選択した場合

被保険者が家族年金等の支払事由に該当した日から、その日を含めて保険契約者がこの特約締結の際、会社の定める範囲内で選択した指定期間とします。

(2) 歳満了確定年金を選択した場合

被保険者が家族年金等の支払事由に該当した日から、その日を含めて保険契約者がこの特約締結の際、会社の定める範囲内で選択した家族年金等の支払満了年齢に被保険者が達すべき契約応当日の直前の家族年金等の支払事由に該当した日の毎年のその応当日までとします。ただし、この期間が10年に満たない場合には、被保険者が家族年金等の支払事由に該当した日から、その日を含めて10年間とします。

4. 第1項第2号に規定する障害年金の支払事由のうち、この特約の保険期間の満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、障害年金が支払われない場合においても、この特約の保険期間の満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなして障害年金を支払います。
5. 第1項第2号の場合に被保険者が障害年金を会社に請求することなく、第1項第1号に規定する家族年金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって家族年金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該高度障害状態は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、第1項第1号の規定により家族年金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
6. 家族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その者が家族年金の一部の受取人であるときには、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合でも、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加の程度が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて家族年金または障害年金の全額を支払いまたは一部を削減して支払います。
8. 会社は、第1項第1号の免責事由に該当して家族年金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号の②の場合には支払いません。
9. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に障害年金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第2条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定めるところにより、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第3条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第4条

1. この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。
2. 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (1) 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期
 - (2) 主契約締結の後に付加した場合
会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時および被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日
3. 前項第2号の契約応当日を「中途付加日」といいます。
4. 第2項第2号の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、家族年金もしくは障害年金の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。
5. この特約の保険期間は、主契約の契約日から被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日までの期間を限度とし、保険契約者は、この特約締結の際、会社の定める範囲内で選択することができます。

3. 特約保険料の自動振替貸付および家族年金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第5条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第6条（家族年金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族年金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族年金等から未払込保険料を差し引きます。

4. 家族年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（家族年金等の請求手続）

1. 家族年金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者または家族年金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族年金等を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. 家族年金の受取人は、家族年金の支払事由が発生した場合には、第21条第1項の規定により家族年金の一括支払を請求する場合に限り、その金額（以下本項において「家族年金の一括支払金額」といいます。）を葬儀費用等に充当するため、会社の定めるところにより、会社所定の金額を上限として、家族年金の一括支払金額の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第8条（家族年金等の支払の時期および場所）

1. 家族年金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または家族年金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族年金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約および解除

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けてください。

第10条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族年金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族年金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族年金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 11 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または家族年金の受取人が家族年金（障害年金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に家族年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 家族年金の請求に関し、家族年金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待し得ない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族年金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族年金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族年金等を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

6. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 12 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 13 条（特約の消滅）

1. 家族年金等の支払事由が発生した場合には、この特約は将来に向かって消滅します。ただし、被保険者が高度障害状態になった場合でこの特約の規定により障害年金が支払われないときを除きます。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。
3. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合には、この特約は同時に消滅します。

第 14 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 15 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

7. 払戻金

第 16 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 13 条（特約の消滅）第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 主契約を払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更する場合には、この特約の払戻金を主契約の払戻金に加えて取り扱います。
3. 第 8 条（家族年金等の支払の時期および場所）の規定は、第 1 項の場合に準用します。

8. 基本家族年金月額額の減額または保険期間、年金の種類もしくは年金支払期間の変更

第 17 条（基本家族年金月額額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の基本家族年金月額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族年金月額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 前項の規定によって基本家族年金月額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料額を減額します。
3. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。

4. 本条の規定によって基本家族年金月額が減額された場合には、保険証券に裏書します。

第 18 条（保険期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、第 4 条第 5 項に規定する範囲内でこの特約の保険期間を変更することができます。この場合には、この特約の責任準備金の差額を授受し、かつ、つぎの契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）からこの特約の保険料額または保険金額を更正します。ただし、変更時における家族年金の現価（家族年金の支払事由に該当した場合に、第 21 条第 1 項第 1 号に定める将来の家族年金全部の一括支払を請求して支払われる金額をいいます。以下同様とします。）が増額されない場合に限り、前項の規定は、前項の場合に準用します。

第 19 条（年金の種類の変更）

保険契約者は、会社の定めるところにより、家族年金等の支払事由発生前に限り、この特約の家族年金等の年金の種類を変更することができます。この場合には、前条の規定を準用します。

第 20 条（年金支払期間の変更）

保険契約者は、会社の定めるところにより、家族年金等の支払事由発生前に限り、この特約の家族年金等の年金支払期間を変更することができます。この場合には、第 18 条（保険期間の変更）の規定を準用します。

9. 家族年金等の一括支払および分割支払

第 21 条（家族年金等の一括支払）

1. 家族年金等の受取人は、家族年金等の支払事由発生後において、将来の毎年の家族年金等の支払にかえて、つぎの各号に定める方法による一括支払を請求することができます。
 - (1) 将来の家族年金等の全部を一括して支払う方法
 - (2) 将来の家族年金等の一部を一括して支払い、残りを家族年金等として支払う方法（一括支払の金額および一括支払後の家族年金等の基本家族年金月額が会社の定める金額以上である場合に限り、前項の規定は、前項の場合に準用します。）
2. 家族年金等の受取人は、前項第 2 号に定める家族年金等の一部の一括支払を請求する場合には、一括支払の請求を行わない残りの家族年金等の基本家族年金月額を指定することを要します。
3. 家族年金等の受取人が家族年金等の支払事由発生後に死亡した場合には、将来の家族年金等の全部を一括して家族年金等の受取人の相続人に支払います。
4. 前 3 項の規定により家族年金等の一括支払の請求が行なわれた場合、一括して支払われる家族年金等の全部または一部の金額から、会社の定めた方法で計算して得られる利息相当額を控除します。

第 22 条（家族年金等の分割支払）

家族年金等の年金額が会社の定める金額以上である場合に、その年金の受取人から特に申出があったときは、毎年の年金を会社の定めるところにより等分して支払います。この場合には、会社の定める方法で計算して得られる利息を付けます。

10. 契約者配当

第 23 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第 24 条

家族年金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 25 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第 26 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第27条

この特約は、つぎの各号に定める日に消滅するものとします。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当したとき
無配当年金支払取扱特約の締結日の前日
- (2) 主契約の積立金の全部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき
無配当介護保障特約の締結日の前日
- (3) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当したとき
無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の締結日の前日

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族年金等の請求書類

(1) 家族年金の請求書類

1. 家族年金請求書
2. 家族年金証書（1回目の支払の際に交付します。）
3. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書。1回目の支払の際のみ）
4. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本。1回目の支払の際のみ）
5. 家族年金の受取人の戸籍抄本
6. 家族年金の受取人の印鑑証明書
7. 最終保険料の払込を証明する書類（1回目の支払の際のみ）
8. 保険証券（1回目の支払の際のみ）

(2) 障害年金の請求書類

1. 障害年金請求書
2. 障害年金証書（1回目の支払の際に交付します。）
3. 会社所定の様式による医師の診断書（1回目の支払の際のみ）
4. 被保険者の高度障害報告書（1回目の支払の際のみ）
5. 被保険者の戸籍抄本
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 最終保険料の払込を証明する書類（1回目の支払の際のみ）
8. 保険証券（1回目の支払の際のみ）

無配当災害割増特約 目次

1. この特約の仕組

- 第1条 不慮の事故等の定義
- 第2条 災害保険金の支払
- 第3条 災害高度障害給付金の支払
- 第4条 特約保険料の払込
- 第5条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

3. 特約保険料の自動振替貸付および災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第7条 特約保険料の自動振替貸付
- 第8条 災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第9条 災害保険金等の請求手続
- 第10条 災害保険金等の支払の時期および場所

5. 災害保険金等を支払わない場合

第11条

6. この特約の解約、解除等

- 第12条 特約の解約
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の払戻金

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

- 第16条 特約の失効
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の復旧

8. 災害保険金額の変更

- 第20条 災害保険金額の増額
- 第21条 災害保険金額の減額

9. 契約者配当

- 第22条

10. 管轄裁判所

- 第23条

11. 主約款の積立金に関する規定の不適用

- 第24条

12. 主約款の規定の準用

- 第25条

13. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第26条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則1 災害保険金等の請求書類

付則2 感染症

無配当災害割増特約

1. この特約の仕組

第1条（不慮の事故等の定義）

1. この特約において不慮の事故とは、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故をいいます。
2. この特約において感染症とは、この特約の責任開始期以後に発病した付則2に定める感染症をいいます。

第2条（災害保険金の支払）

会社は、つぎの各号の場合に災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、第11条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

- (1) 被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に死亡したとき
- (2) 被保険者が感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき

第3条（災害高度障害給付金の支払）

1. 会社は、つぎの各号の場合に災害高度障害給付金を被保険者に支払います。ただし、第11条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

- (1) 被保険者が不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に主約款第3条（保険金等の支払）第1項第3号に規定する高度障害状態（以下単に「高度障害

状態」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。

- (2) 被保険者が感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに発生していた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
2. 前項に規定する災害高度障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害給付金を支払います。
3. 第1項の場合に、被保険者が災害高度障害給付金を会社に請求することなく、前条に規定する災害保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって災害保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該高度障害状態は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第4条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第5条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
- (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
- (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付および災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

第8条（災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による災害保険金または災害高度障害給付金（以下「災害保険金等」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき災害保険金等から未払込保険料を差し引きます。

4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第9条（災害保険金等の請求手続）

1. 災害保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および災害保険金等の受取人は、直ちに会社へ通知して下さい。
2. 災害保険金等を請求する場合には、付則1に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診

査を行なわせることがあります。

第10条（災害保険金等の支払の時期および場所）

1. 災害保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで災害保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 災害保険金等を支払わない場合

第11条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第2条または第3条の規定に該当した場合には、災害保険金または災害高度障害給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により死亡または高度障害状態になった被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて災害保険金もしくは災害高度障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、災害保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（災害高度障害給付金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待し得ない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 災害保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは災害高度障害給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに災害保険金もしくは災害高度障害給付金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 15 条（特約の払戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する払戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合で、この特約が解約もしくは解除されたとき、この特約が失効したとき、第 17 条（特約の消滅）第 2 項の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
3. 第 10 条（災害保険金等の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 16 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 17 条（特約の消滅）

1. 災害保険金等の支払事由が発生した場合には、この特約は将来に向かって消滅します。ただし、被保険者が高度障害状態になった場合でこの特約の規定により災害高度障害給付金が支払われないときを除きます。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 18 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 19 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

8. 災害保険金額の変更

第 20 条（災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かって災害保険金額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、災害保険金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 13 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、災害保険金額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって災害保険金額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 21 条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当新家族保障特約の基本家族年金月額を減額する場合（無配当定期保険特約または無配当新家族保障特約が消滅する場合を含みます。）に、災害保険金額が主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額および無配当新家族保障特約の家族年金の現価の合計額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、災害保険

金額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。

3. 前2項の規定によって災害保険金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。

4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第22条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第23条

災害保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第24条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

12. 主約款の規定の準用

第25条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

13. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第26条

この特約は、つぎの各号に定める日に消滅するものとします。

- (1) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当したとき
無配当年金支払取扱特約の締結日の前日
- (2) 主契約の積立金の全部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき
無配当介護保障特約の締結日の前日
- (3) 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当したとき
無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の締結日の前日

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 災害保険金等の請求書類

- (1) 災害保険金の請求書類
 - 1. 災害保険金請求書
 - 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
 - 5. 受取人の印鑑証明書
 - 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 7. 保険証券
- (2) 災害高度障害給付金の請求書類
 - 1. 災害高度障害給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 被保険者の事故状況報告書
 - 5. 被保険者の戸籍抄本
 - 6. 被保険者の印鑑証明書
 - 7. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 8. 保険証券

付則2 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

（新型コロナウイルス感染症に関する特則）

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当傷害特約 目次

- 1. この特約の仕組
 - 第1条 不慮の事故の定義
 - 第2条 災害保険金の支払
 - 第3条 障害給付金の支払
 - 第4条 障害給付金額
 - 第5条 特約保険料の払込
 - 第6条 特約保険料払込の免除
 - 2. この特約の締結、責任開始期および保険期間
 - 第7条
 - 3. 特約保険料の自動振替貸付および災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱
 - 第8条 特約保険料の自動振替貸付
 - 第9条 災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱
 - 4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所
 - 第10条 災害保険金等の請求手続
 - 第11条 災害保険金等の支払の時期および場所
 - 5. 災害保険金等を支払わない場合
 - 第12条
 - 6. この特約の解約、解除等
 - 第13条 特約の解約
 - 第14条 告知義務違反による解除
 - 第15条 重大事由による解除
 - 第16条 特約の払戻金
 - 7. この特約の失効、消滅、復活および復旧
 - 第17条 特約の失効
 - 第18条 特約の消滅
 - 第19条 特約の復活
 - 第20条 特約の復旧
 - 8. 災害保険金額の変更
 - 第21条 災害保険金額の増額
 - 第22条 災害保険金額の減額
 - 9. 契約者配当
 - 第23条
 - 10. 管轄裁判所
 - 第24条
 - 11. 主約款の積立金に関する規定の不適用
 - 第25条
 - 12. 主約款の規定の準用
 - 第26条
 - 13. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則
 - 第27条
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 付則1 給付割合表
 - 付則2 身体の一部
 - 付則3 災害保険金等の請求書類
 - 付則4 感染症

無配当傷害特約

1. この特約の仕組

第1条（不慮の事故の定義）

この特約において不慮の事故とは、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。）以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故をいいます。

第2条（災害保険金の支払）

1. 会社は、つぎの各号の場合に、災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。ただし、第12条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合および次項において差引額が零となる場合を除きます。
 - (1) 被保険者が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に死亡したとき
 - (2) 被保険者が、この特約の責任開始期以後に罹病した付則4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
2. 前項第1号の場合において、被保険者が、その不慮の事故を直接の原因として障害給付金の支払事由にも該当し、かつ、その障害給付金を会社に請求した後に死亡したときは、災害保険金額にその障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額を災害保険金から差し引きます。ただし、この特約の規定によって当該障害給付金が支払われない場合には差し引きません。

第3条（障害給付金の支払）

1. 会社は、被保険者が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に、付則1の給付割合表（以下単に「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の障害給付金を被保険者に支払います。ただし、第12条（災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合およびすでに障害給付金が第4項に規定する給付限度まで支払われている場合を除きます。
2. 前項に規定する障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に前項に規定する障害給付金の支払事由に該当したものとみなして障害給付金を支払います。
3. 第1項の場合に、被保険者が障害給付金を会社に請求することなく、その不慮の事故を直接の原因として前条に規定する災害保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって災害保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該身体障害は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
4. この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して10割をもって限度とします。

第4条（障害給付金額）

1. 会社が前条第1項により支払う障害給付金の額は、つぎの各号に定めるとおりとします。ただし、前条第4項に規定する障害給付金の給付限度をこえることとなる場合には、その限度に達するまでの金額とします。
 - (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
 - (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと（ただし、付則2に定める身体の同一部位（以下単に「身体の同一部位」といいます。）に発生した2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
2. 前項各号の適用に当っては、その身体障害がすでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に発生したものである場合には、つぎの第1号に定める給付割合から第2号に定める給付割合を差し引いて得られる割合を当該身体部位の身体障害についての給付割合とします。
 - (1) すでにあった障害（本項において「前障害」といいます。）を含めた当該身体部位の新たな身体障害の状態が該当する給付割合表の種目のうち最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 当該身体部位の前障害の状態が該当する給付割合表の種目に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当する場合にはそのうち最も上位の種目に対応する給付割合

第5条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第6条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第7条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付および災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第8条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

第9条（災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による災害保険金または障害給付金（以下「災害保険金等」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき災害保険金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき災害保険金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日まで未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、災害保険金等を支払いません。

4. 災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第10条（災害保険金等の請求手続）

1. 災害保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および災害保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 災害保険金等を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第11条（災害保険金等の支払の時期および場所）

1. 災害保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで災害保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 災害保険金等を支払わない場合

第12条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第2条または第3条の規定に該当した場合には、災害保険金または障害給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により死亡または身体障害の状態になった被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて災害保険金もしくは障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第13条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第 14 条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、災害保険金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに災害保険金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 15 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（災害保険金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 障害給付金もしくは災害保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、障害給付金もしくは災害保険金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに障害給付金もしくは災害保険金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 16 条（特約の払戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する払戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合で、この特約が解約もしくは解除されたとき、この特約が失効したとき、第 18 条の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
3. 第 11 条（災害保険金等の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 17 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 18 条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 19 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 20 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復

2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

第21条（災害保険金額の増額）

- ## 第22条（災害保険金額の減額）

- ## 9. 契約者配当

第 23 条

10. 管轄裁判所

第24条

11. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第25条

12. 主約款の規定の準用

第26条

13. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第27条

- 「法人契約特則」

年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」

2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

備考

(1) 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(2) 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

(3) 眼の障害（視力障害）

1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
2. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
3. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
4. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

(4) 言語またはしゃくの障害

1. 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
2. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
3. 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 「しゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

(5) 耳の障害（聴力障害）

1. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
2. 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記2. の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が、70デシベル以上（40cmを越えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(6) 鼻の障害

1. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
2. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

(7) 上・下肢の障害

1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
3. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

(8) 脊柱の障害

1. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
2. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
3. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

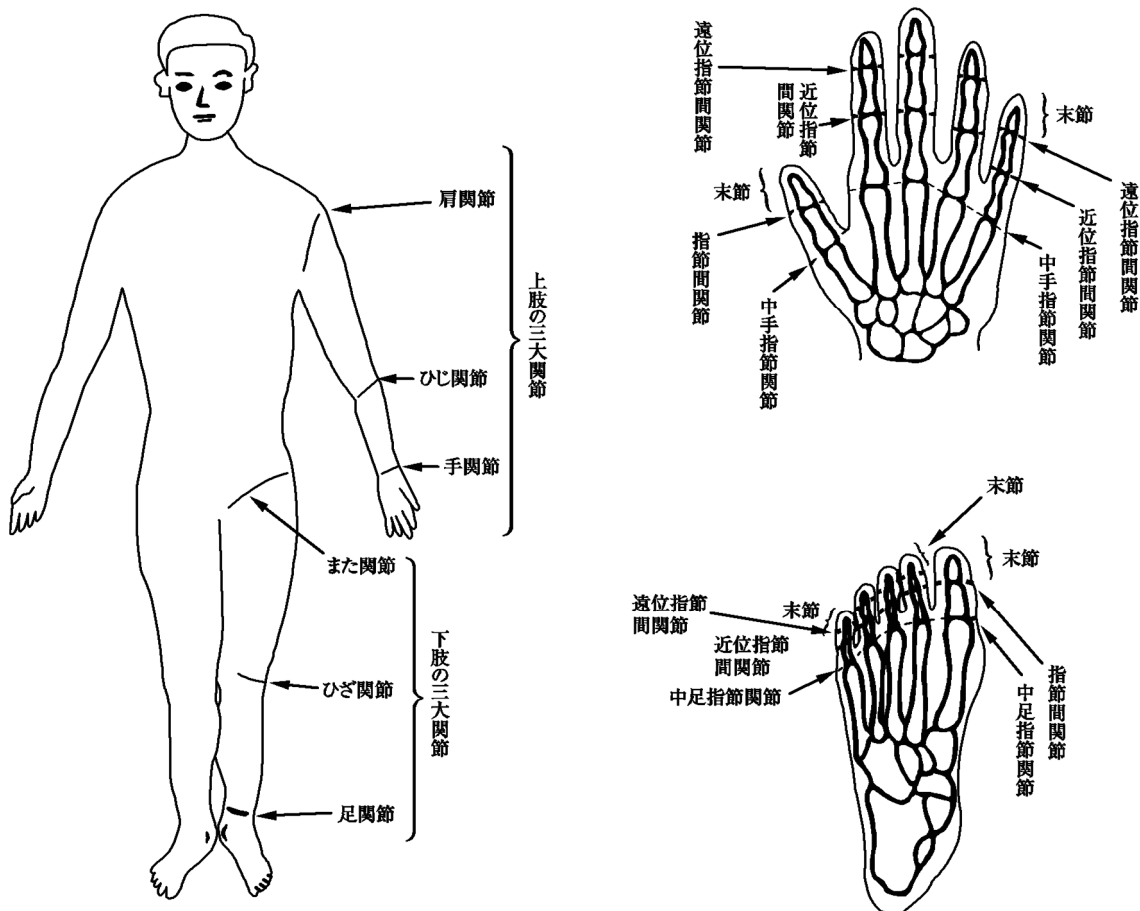
(9) 手指の障害

1. 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
2. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

(10) 足指の障害

1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、つぎの図のとおりとします。



付則2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 給付割合表の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

付則3 災害保険金等の請求書類

- (1) 災害保険金の請求書類
 - 1. 災害保険金請求書
 - 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
 - 5. 受取人の印鑑証明書
 - 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 7. 保険証券
- (2) 障害給付金の請求書類
 - 1. 障害給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 被保険者の事故状況報告書
 - 5. 被保険者の戸籍抄本
 - 6. 被保険者の印鑑証明書
 - 7. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 8. 保険証券

付則4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

（新型コロナウイルス感染症に関する特則）

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当家族傷害特約 目次

（この特約の趣旨）

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族災害保険金額

第1条 特約の型および被保険者の範囲

第2条 家族災害保険金額

2. この特約の仕組

第3条 不慮の事故の定義

第4条 家族災害保険金の支払

第5条 家族障害給付金の支払

第6条 家族障害給付金額

第7条 特約保険料の払込

第8条 特約保険料払込の免除

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第9条

4. 特約保険料の自動振替貸付および家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第10条 特約保険料の自動振替貸付

第11条 家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

5. 家族災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第12条 家族災害保険金等の請求手続

第13条 家族災害保険金等の支払の時期および場所

6. 家族災害保険金等を支払わない場合

第14条

7. この特約の解約、解除等

第15条 特約の解約

第16条 重大事由による解除

第17条 特約の払戻金

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第18条 特約の失効

第19条 特約の消滅

第20条 特約の復活

第21条 特約の復旧

9. 基本家族災害保険金額および特約の型の変更

第22条 基本家族災害保険金額の増額

第23条 基本家族災害保険金額の減額

第24条 特約の型の変更

10. 契約者配当

第25条

11. 管轄裁判所

第26条

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第27条

13. 主約款の規定の準用

第28条

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第29条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則1 給付割合表

付則2 身体の同一部位

付則3 家族災害保険金等の請求書類

付則4 感染症

無配当家族傷害特約

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族災害保険金額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

1. この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。

(1) 妻子型 被保険者の妻および満年齢20歳未満の子

(2) 妻型 被保険者の妻

(3) 子型 被保険者の満年齢20歳未満の子

2. 前項の被保険家族は、不慮の事故の発生時に、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻または子として記載されている者に限ります。
3. この特約の締結後に前2項の規定に該当するに至った者は、その時に被保険家族の資格を取得したものとします。ただし、この特約の締結後に出生し、かつ、被保険者と同一戸籍に記載されている子については、出生した時に被保険家族の資格を取得したものとします。
4. 被保険家族がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けられなくなります。
 - (1) 被保険者の妻または子が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻または子として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなったとき
 - (2) 被保険者の子が満年齢 20 歳に達したとき

第2条（家族災害保険金額）

各被保険家族の家族災害保険金額は、約定の基本家族災害保険金額につぎに定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10 割
- (2) 被保険者の子……………10 割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（不慮の事故の定義）

この特約において不慮の事故とは、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故をいいます。

第4条（家族災害保険金の支払）

1. 会社は、つぎの各号の場合に、第2条に定める金額の当該被保険家族についての家族災害保険金を被保険者に支払います。ただし、第14条（家族災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合および次項において差引額が零となる場合を除きます。
 - (1) 被保険家族が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に死亡したとき
 - (2) 被保険家族が、この特約の責任開始期以後に罹病した付則4に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき
2. 前項第1号の場合において、被保険家族がその不慮の事故を直接の原因として家族障害給付金の支払事由にも該当し、かつ、その家族障害給付金を被保険者が会社に請求した後に死亡したときは、家族災害保険金額にその家族障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額を家族災害保険金から差し引きします。ただし、この特約の規定によって当該家族障害給付金が支払われない場合には差し引きません。

第5条（家族障害給付金の支払）

1. 会社は、被保険家族が、不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内でかつこの特約の保険期間中に、付則1の給付割合表（以下単に「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の家族障害給付金を被保険者に支払います。ただし、第14条（家族災害保険金等を支払わない場合）に規定する場合およびすでに当該被保険家族につき家族障害給付金が第4項に規定する給付限度まで支払われている場合を除きます。
2. 前項に規定する家族障害給付金の支払事由のうち、この特約の保険期間満了時には、身体障害の状態の回復の見込がないことのみが明らかでないため、家族障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後もその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間の満了直前に前項に規定する家族障害給付金の支払事由に該当したものとみなして家族障害給付金を支払います。
3. 第1項の場合に、被保険者が家族障害給付金を会社に請求する前に、当該被保険家族が、その不慮の事故を直接の原因として前条に規定する家族災害保険金の支払事由に該当した場合（この特約の規定によって家族災害保険金が支払われない場合を除きます。）には、この特約の適用上当該身体障害は発生しなかったものとして取り扱い、会社は、前条により家族災害保険金を支払います。
4. この特約による同一被保険家族に対する家族障害給付金の支払は、その支払割合を通算して10割をもって限度とします。

第6条（家族障害給付金額）

1. 会社が前条第1項により支払う家族障害給付金の額は、つぎの各号に定めるとおりとします。ただし、前条第4項に規定する家族障害給付金の給付限度をこえることとなる場合には、その限度に達するまでの金額とします。
 - (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、第2条に定める当該被保険家族の家族災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
 - (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと（ただし、付則2に定める身体の同一部位（以下単に「身体の同一部位」といいます。）に発生した2種目以上の障害については、

そのうち最も上位の種目のみ)に前号の規定を適用して得られる金額の合計額

2. 前項各号の適用に当っては、その身体障害がすでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に発生したものである場合には、つぎの第1号に定める給付割合から第2号に定める給付割合を差し引いて得られる割合を当該身体部位の身体障害についての給付割合とします。
 - (1) すでにあった障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた当該身体部位の新たな身体障害の状態が該当する給付割合表の種目のうち最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 当該身体部位の前障害の状態が該当する給付割合表の種目に対応する給付割合。ただし、2種目以上に該当する場合にはそのうち最も上位の種目に対応する給付割合

第7条(特約保険料の払込)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第8条(特約保険料払込の免除)

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条(保険料払込の免除)第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条(保険料払込の免除をしない場合)の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第9条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢(満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。)が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

4. 特約保険料の自動振替貸付および家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第10条(特約保険料の自動振替貸付)

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

第11条(家族災害保険金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱)

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日(半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日)以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族災害保険金または家族障害給付金(以下「家族災害保険金等」といいます。)の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族災害保険金等から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき家族災害保険金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族災害保険金等を支払いません。

5. 家族災害保険金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第12条(家族災害保険金等の請求手続)

1. 家族災害保険金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および家族災害保険金等の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族災害保険金等を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第 13 条（家族災害保険金等の支払の時期および場所）

1. 家族災害保険金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族災害保険金等を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族災害保険金等を支払わない場合

第 14 条

1. 会社は、被保険家族がつぎの各号のいずれかによって第4条または第5条の規定に該当した場合には、家族災害保険金または家族障害給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 家族災害保険金に関しては、家族災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 当該被保険家族の犯罪行為によるとき
 - (4) 当該被保険家族の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (5) 当該被保険家族が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (6) 当該被保険家族が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により死亡または身体障害の状態になったこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて家族災害保険金もしくは家族障害給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第 15 条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第 16 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（家族災害保険金、特約保険料払込免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族障害給付金もしくは家族災害保険金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族障害給付金もしくは家族災害保険金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族障害給付金もしくは家族災害保険金を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 17 条（特約の払戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する払戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合で、この特約が解約もしくは解除されたとき、この特約が失効したとき、第19条の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款第23条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
3. 第13条（家族災害保険金等の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 18 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 19 条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約または無配当傷害特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 20 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 21 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 基本家族災害保険金額および特約の型の変更

第 22 条（基本家族災害保険金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かって基本家族災害保険金額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族災害保険金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 主約款第1条（会社の責任開始期および保険期間）第1項から第5項および第20条（詐欺による無効および解除）の規定は、基本家族災害保険金額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族災害保険金額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 23 条（基本家族災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当傷害特約の災害保険金額を減額する場合に、基本家族災害保険金額が無配当傷害特約の災害保険金額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族災害保険金額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族災害保険金額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって基本家族災害保険金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第 24 条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かってこの特約の型の変更を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 本条の変更については、つぎの各号に定める時から変更の効力が生じます。
 - (1) 妻子型から妻型または子型への変更の場合
会社の変更の請求を受けた日
 - (2) 前号以外の変更の場合
会社が所定の金額を受領した時
4. 前項第2号の変更を会社が承諾した場合、会社は、新たに被保険家族となる者について変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
5. この特約の型を変更した場合には、将来のこの特約の保険料額を更正します。
6. 第22条（基本家族災害保険金額の増額）第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第25条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第26条

家族災害保険金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第27条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第28条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第29条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。
「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

備考

(1) 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(2) 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

(3) 眼の障害（視力障害）

1. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
2. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
3. 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
4. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

(4) 言語またはそしゃくの障害

1. 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
2. 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
3. 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

(5) 耳の障害（聴力障害）

1. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
2. 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記2. の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が、70デシベル以上（40cmを越えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(6) 鼻の障害

1. 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
2. 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

(7) 上・下肢の障害

1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
3. 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

(8) 脊柱の障害

1. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
2. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
3. 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

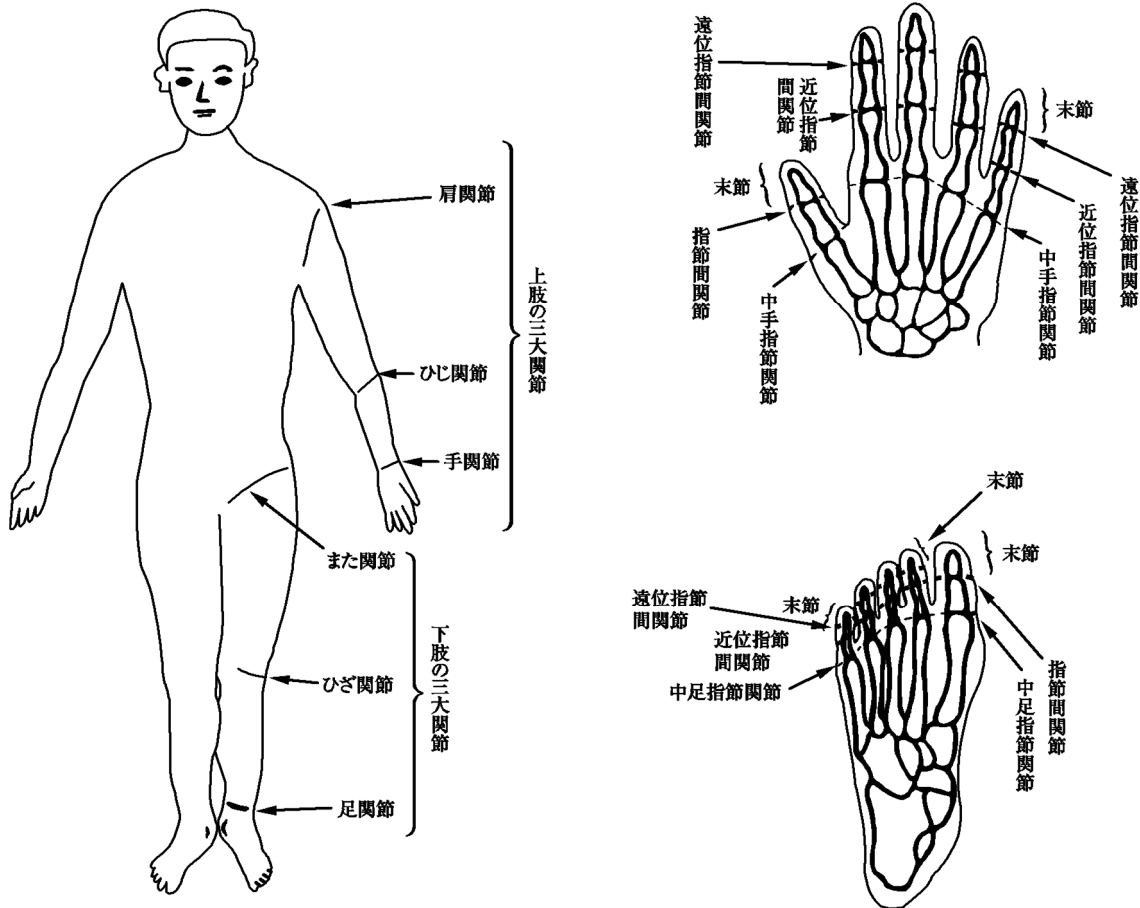
(9) 手指の障害

1. 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
2. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

(10) 足指の障害

1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称は、つぎの図のとおりとします。



付則2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 給付割合表の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

付則3 家族災害保険金等の請求書類

- (1) 家族災害保険金の請求書類
- 1. 家族災害保険金請求書
 - 2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
 - 5. 受取人の印鑑証明書
 - 6. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 7. 保険証券
- (2) 家族障害給付金の請求書類
- 1. 家族障害給付金請求書
 - 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故であることを証する書類
 - 4. 当該被保険家族の事故状況報告書
 - 5. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
 - 6. 被保険者の印鑑証明書
 - 7. 最終保険料の払込を証明する書類
 - 8. 保険証券

付則4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

（新型コロナウイルス感染症に関する特則）

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当災害入院特約 目次

1. この特約の仕組

- 第1条 入院給付金の支払
- 第2条 無配当疾病入院特約が付加されている場合の取扱
- 第3条 この特約の支払限度
- 第4条 特約保険料の払込
- 第5条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

3. 特約保険料の自動振替貸付および入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第7条 特約保険料の自動振替貸付
- 第8条 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第9条 入院給付金の請求手続
- 第10条 入院給付金の支払の時期および場所

5. 入院給付金を支払わない場合

第11条

6. この特約の解約、解除等

- 第12条 特約の解約
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の払戻金

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

- 第16条 特約の失効
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の復旧

8. 入院給付金日額の変更

- 第20条 入院給付金日額の増額
- 第21条 入院給付金日額の減額

9. 契約者配当

- 第22条

10. 管轄裁判所

- 第23条

11. 主約款の積立金に関する規定の不適用

- 第24条

12. 主約款の規定の準用

- 第25条

13. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

- 第26条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則1 入院等の定義

付則2 入院給付金の請求書類

無配当災害入院特約

1. この特約の仕組

第1条（入院給付金の支払）

1. 入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する付則1に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第11条（入院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院

ロ. 付則1に定める病院または診療所における入院

ハ. 入院日数が5日以上継続した入院

- (2) 会社が前号により支払う入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。

入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）

2. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を

支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。

3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
 - (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
5. 被保険者が第1項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間経過後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなします。

第2条（無配当疾病入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約の入院給付金日額と同額であるかまたはそれより大きい場合、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - イ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
 - ロ. 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき
疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約の入院給付金日額より小さい場合、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) この特約の規定により入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第3条（この特約の支払限度）

1. 同一の不慮の事故による入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第4条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第5条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。

- (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
- (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付および入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

第8条（入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金を支払いません。

4. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第9条（入院給付金の請求手続）

1. 入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金を請求する場合には、付則2に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第10条（入院給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 入院給付金を支払わない場合

第11条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、入院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 地震、噴火または津波によるとき
 - (7) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第6号または第7号の事由により入院した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて入院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

6. この特約の解約、解除等

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契

約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。

3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条（特約の払戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する払戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合で、この特約が解約または解除されたとき、この特約が失効したときまたは第17条第2項の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款第23条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
3. 第10条（入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第16条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第17条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第3条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第18条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 19 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

8. 入院給付金日額の変更

第 20 条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 13 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 21 条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当新家族保障特約の基本家族年金月額を減額する場合（無配当定期保険特約または無配当新家族保障特約が消滅する場合を含みます。）に、入院給付金日額が主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額および無配当新家族保障特約の家族年金の現価の合計額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前 2 項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

9. 契約者配当

第 22 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

10. 管轄裁判所

第 23 条

入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 24 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

12. 主約款の規定の準用

第 25 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

13. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第 26 条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
- (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。
「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等（(2)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(2)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとしします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折・脱臼・捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則2 入院給付金の請求書類

1. 入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による病院または診療所の入院証明書
4. 不慮の事故であることを証する書類
5. 被保険者の事故状況報告書
6. 被保険者の戸籍抄本
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

無配当家族災害入院特約 目次

（この特約の趣旨）

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

第1条 特約の型および被保険者の範囲

第2条 家族入院給付金日額

2. この特約の仕組

第3条 家族入院給付金の支払

第4条 無配当家族疾病入院特約が付加されている場合の取扱

第5条 この特約の支払限度

第6条 特約保険料の払込

第7条 特約保険料払込の免除

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第8条

4. 特約保険料の自動振替貸付および家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第9条 特約保険料の自動振替貸付

第10条 家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

5. 家族入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第11条 家族入院給付金の請求手続

第12条 家族入院給付金の支払の時期および場所

6. 家族入院給付金を支払わない場合

第13条

7. この特約の解約、解除等

第14条 特約の解約

第15条 重大事由による解除

第16条 特約の払戻金

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第17条 特約の失効

第18条 特約の消滅

第19条 特約の復活

第20条 特約の復旧

9. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

第21条 基本家族入院給付金日額の増額

第22条 基本家族入院給付金日額の減額

第23条 特約の型の変更

10. 契約者配当

第24条

11. 管轄裁判所

第25条

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第26条

13. 主約款の規定の準用

第27条

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第28条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則 家族入院給付金の請求書類

無配当家族災害入院特約

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が不慮の事故によって入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

1. この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。

(1) 妻子型 被保険者の妻および満年齢 20 歳未満の子

(2) 妻型 被保険者の妻

(3) 子型 被保険者の満年齢 20 歳未満の子

2. 前項の被保険家族は、不慮の事故の発生時に、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻または子として記載されている者に限ります。

3. この特約の締結後に前2項の規定に該当するに至った者は、その時に被保険家族の資格を取得したものとしま

す。ただし、この特約の締結後に出生し、かつ、被保険者と同一戸籍に記載されている子については、出生した時に被保険家族の資格を取得したものとします。

4. 被保険家族がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けられなくなります。

- (1) 被保険者の妻または子が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻または子として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなったとき
- (2) 被保険者の子が満年齢 20 歳に達したとき

第2条（家族入院給付金日額）

各被保険家族の家族入院給付金日額は、約定の基本家族入院給付金日額に基づき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10 割
- (2) 被保険者の子……………10 割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（家族入院給付金の支払）

1. 家族入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する無配当災害入院特約の付則 1 に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の家族入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 13 条（家族入院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ、この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第 1 条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則 1 に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院

ロ、無配当災害入院特約の付則 1 に定める病院または診療所における入院

ハ、入院日数が 5 日以上継続した入院

- (2) 会社が前号により支払う家族入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、当該被保険家族の入院中に基本家族入院給付金日額の変更があったときは、家族入院給付金日額は各日現在の家族入院給付金日額とします。

家族入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）

2. 同一被保険家族が 2 以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する家族入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する家族入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により家族入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により家族入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する家族入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に当該被保険家族の家族入院給付金日額を乗じた金額とします。

3. 同一被保険家族が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の支払事由に関する規定を適用します。ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。

- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30 日以内の入院

- (2) それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院

4. 同一被保険家族が家族入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1 回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。

5. 被保険家族が第 1 項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間経過後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなします。

第4条（無配当家族疾病入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額と同額であるかまたはそれより大きい場合、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第 1 項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

イ、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日以上経過した日に不慮の事故による傷害の治療を開始したとき

不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額

ロ、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始し

たとき

疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額

- (2) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額より小さい場合、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) 同一被保険家族について、この特約の規定により家族入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当家族疾病入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。

第5条（この特約の支払限度）

1. 同一の不慮の事故による入院についての家族入院給付金の支払限度は、同一被保険家族についての支払日数（家族入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、同一被保険家族についての家族入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第6条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第7条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第8条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

4. 特約保険料の自動振替貸付および家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第9条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

第10条（家族入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族入院給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき家族入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族入院給付金を支払いません。

5. 家族入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第11条（家族入院給付金の請求手続）

1. 家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および家族入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族入院給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第12条（家族入院給付金の支払の時期および場所）

1. 家族入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

6. 家族入院給付金を支払わない場合

第13条

1. 会社は、被保険家族が下記の各号のいずれかによって第3条の規定に該当した場合には、家族入院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 当該被保険家族の犯罪行為によるとき
 - (3) 当該被保険家族の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 当該被保険家族が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 当該被保険家族が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 地震、噴火または津波によるとき
 - (7) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第6号または第7号の事由により入院したこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて家族入院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第15条（重大事由による解除）

1. 会社は、下記の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第16条（特約の払戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する払戻金はありません。

2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合で、この特約が解約または解除されたとき、この特約が失効したときまたは第 18 条の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
3. 第 12 条（家族入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 17 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 18 条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約または無配当災害入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 19 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 20 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

第 21 条（基本家族入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって基本家族入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、基本家族入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 22 条（基本家族入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当災害入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、基本家族入院給付金日額が無配当災害入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合は、この特約は解約されたものとします。
3. 前 2 項の規定によって基本家族入院給付金日額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

第 23 条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かってこの特約の型の変更を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書および保険証券を提出することを要します。
3. 本条の変更については、つぎの各号に定める時から変更の効力が生じます。
 - (1) 妻子型から妻型または子型への変更の場合
会社の変更の請求を受けた日
 - (2) 前号以外の変更の場合
会社が所定の金額を受領した時
4. 前項第 2 号の変更を会社が承諾した場合、会社は、新たに被保険家族となる者について変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

5. この特約の型を変更した場合には、将来のこの特約の保険料額を更正します。
6. 第3項第1号の変更の場合で、この特約の解約払戻金があるときには、変更前の解約払戻金から変更後の解約払戻金を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
7. 第21条（基本家族入院給付金日額の増額）第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第24条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第25条

家族入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第26条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第27条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第28条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。
「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族入院給付金の請求書類

1. 家族入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による病院または診療所の入院証明書
4. 不慮の事故であることを証する書類
5. 当該被保険家族の事故状況報告書
6. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 最終保険料の払込を証明する書類
9. 保険証券

無配当疾病入院特約 目次

1. この特約の仕組	第 15 条 特約の失効
第 1 条 入院給付金および長期療養給付金の支払	第 16 条 特約の消滅
第 2 条 無配当災害入院特約が付加されている場合の取扱	第 17 条 特約の復活
第 3 条 この特約の支払限度	第 18 条 特約の復旧
第 4 条 特約保険料の払込	9. 払戻金
第 5 条 特約保険料払込の免除	第 19 条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	10. 入院給付金日額の変更
第 6 条	第 20 条 入院給付金日額の増額
3. 特約保険料の自動振替貸付	第 21 条 入院給付金日額の減額
第 7 条	11. 契約者配当
4. 入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱	第 22 条
第 8 条	12. 管轄裁判所
5. 入院給付金および長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	第 23 条
第 9 条 入院給付金および長期療養給付金の請求手続	13. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 10 条 入院給付金および長期療養給付金の支払の時期および場所	第 24 条
6. 入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合	14. 主約款の規定の準用
第 11 条	第 25 条
7. この特約の解約、解除等	15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則
第 12 条 特約の解約	第 26 条
第 13 条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 14 条 重大事由による解除	付則 1 入院等の定義
8. この特約の失効、消滅、復活および復旧	付則 2 対象となる薬物依存
	付則 3 入院給付金および長期療養給付金の請求書類

無配当疾病入院特約

1. この特約の仕組

第 1 条（入院給付金および長期療養給付金の支払）

1. 入院給付金および長期療養給付金の支払は、つぎのとおりとします。
- (1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則 1 に定める入院をした場合に、第 3 号イ. に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 11 条（入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
- イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した疾病の付則 1 に定める治療を目的とする入院
- ロ. 付則 1 に定める病院または診療所における入院
- ハ. 入院日数が 5 日以上の継続した入院
- (2) 会社は、前号に定める被保険者の入院が継続して 270 日以上となった場合に、次号ロ. に規定する金額の長期療養給付金を被保険者に支払います。ただし、第 11 条（入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
- (3) 会社が前 2 号により支払う入院給付金および長期療養給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保

険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。

イ. 入院給付金

入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）

ロ. 長期療養給付金

入院給付金日額×50日分（この特約の支払限度の残日数が50日未満の場合は、その残日数分）

2. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、前項の規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - (3) 分娩のための入院。ただし、付則1に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）による場合に限るものとします。
3. 会社は、被保険者が第1項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発した場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
4. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは付則1に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
5. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第3条（この特約の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
6. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。
7. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により入院給付金の支払事由に該当したときを除きます。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活もしくは復旧または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されなかったことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
8. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約が保険期間の満了により消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

第2条（無配当災害入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当災害入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約の入院給付金日額が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - イ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき
疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
 - ロ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) この特約の入院給付金日額が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額であるかまたはそれより小さい場合、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始したときは、この特約の入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) この特約の規定により入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第3条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。この場合、長期療養給付金については1回の支払につき50日分として通算支払限度に算入するものとします。

第4条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第5条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第6条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第7条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第8条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金または長期療養給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金または長期療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金または長期療養給付金を支払いません。

5. 入院給付金および長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第9条（入院給付金および長期療養給付金の請求手続）

1. 入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金または長期療養給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第10条（入院給付金および長期療養給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金または長期療養給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで入院給付金または長期療養給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. 入院給付金および長期療養給付金を支払わない場合**第11条**

会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、入院給付金および長期療養給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 付則2に定める被保険者の薬物依存
- (3) 不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的とする入院については、主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）に掲げる原因

7. この特約の解約、解除等**第12条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金および長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金および長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 15 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 16 条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第3条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 17 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 18 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第 19 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 16 条第2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 10 条（入院給付金および長期療養給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 入院給付金日額の変更

第 20 条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 13 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 21 条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当新家族保障特約の基本家族年金月額を減額する場合（無配当定期保険特約または無配当新家族保障特約が消滅する場合を含みます。）に、入院給付金日額が主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額および無配当新家族保障特約の家族年金の現価の合計額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

11. 契約者配当

第22条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第23条

入院給付金、長期療養給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第24条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

14. 主約款の規定の準用

第25条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第26条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
- (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則

年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」

2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

(5) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく褥における浮腫、たんぱく尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく褥に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則3 入院給付金および長期療養給付金の請求書類

1. 入院給付金・長期療養給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当家族疾病入院特約 目次

（この特約の趣旨）

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

第1条 特約の型および被保険者の範囲

第2条 家族入院給付金日額

2. この特約の仕組

第3条 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払

第4条 無配当家族災害入院特約が付加されている場合の取扱

第5条 この特約の支払限度

第6条 特約保険料の払込

第7条 特約保険料払込の免除

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第8条

4. 特約保険料の自動振替貸付

第9条

5. 家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第10条

6. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第11条 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続

第12条 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払の時期および場所

7. 家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合

第13条

8. この特約の解約、解除等

第14条 特約の解約

第15条 告知義務違反による解除

第16条 重大事由による解除

9. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第17条 特約の失効

第18条 特約の消滅

第19条 特約の復活

第20条 特約の復旧

10. 払戻金

第21条

11. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

第22条 基本家族入院給付金日額の増額

第23条 基本家族入院給付金日額の減額

第24条 特約の型の変更

12. 契約者配当

第25条

13. 管轄裁判所

第26条

14. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第27条

15. 主約款の規定の準用

第28条

16. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第29条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求書類

無配当家族疾病入院特約

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が、疾病の治療のため中・長期の入院をした場合に、入院日数に応じて家族入院給付金を支払うほか、家族長期療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族入院給付金日額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

1. この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。

(1) 妻子型 被保険者の妻および満年齢20歳未満の子

- (2) 妻型 被保険者の妻
 - (3) 子型 被保険者の満年齢 20 歳未満の子
2. 前項の被保険家族は、被保険者と同一の戸籍に被保険者の妻または子として記載されている者に限ります。
3. この特約の締結後に前項の規定に該当するに至った者は、その時に被保険家族の資格を取得したものとします。
ただし、この特約の締結後に出生し、かつ、被保険者と同一戸籍に記載されている子については、出生した時に被保険家族の資格を取得したものとします。
4. 被保険家族がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時から将来に向かってこの特約の適用を受けられなくなります。
- (1) 被保険者の妻または子が、戸籍上の異動によって、被保険者の妻または子として被保険者と同一の戸籍に記載されなくなったとき
 - (2) 被保険者の子が満年齢 20 歳に達したとき

第2条（家族入院給付金日額）

各被保険家族の家族入院給付金日額は、約定の基本家族入院給付金日額につき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10 割
- (2) 被保険者の子……………10 割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払）

1. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払は、つぎのとおりとします。
- (1) 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する無配当疾病入院特約の付則 1 に定める入院をした場合に、第 3 号イ. に規定する金額の家族入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 13 条（家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後第 1 条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発病した疾病の無配当疾病入院特約の付則 1 に定める治療を目的とする入院
 - ロ. 無配当疾病入院特約の付則 1 に定める病院または診療所における入院
 - ハ. 入院日数が 5 日以上継続した入院
 - (2) 会社は、前号に定める当該被保険家族の入院が継続して 270 日以上となった場合に、次号ロ. に規定する金額の家族長期療養給付金を被保険者に支払います。ただし、第 13 条（家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - (3) 会社が前 2 号により支払う家族入院給付金および家族長期療養給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、当該被保険家族の入院中に基本家族入院給付金日額の変更があったときは、家族入院給付金日額は各日現在の家族入院給付金日額とします。
 - イ. 家族入院給付金
家族入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）
 - ロ. 家族長期療養給付金
家族入院給付金日額×50 日分（この特約の支払限度の残日数が 50 日未満の場合は、その残日数分）
2. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして、前項の規定を適用します。
- (1) この特約の責任開始期以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して 180 日を経過した後に開始した入院
 - (3) 分娩のための入院。ただし、無配当疾病入院特約の付則 1 に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）による場合に限るものとします。
3. 会社は、同一被保険家族が第 1 項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第 1 項の規定を適用します。
4. 同一被保険家族が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30 日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは無配当疾病入院特約の付則 1 に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
5. 同一被保険家族が入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1 回の入院とみなして本条および第 5 条（この特約の支払限度）第 1 項の規定を適用します。ただし、家族入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日経過後に開

始した入院については、新たな入院とみなします。

6. 同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。
7. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に家族入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項および第2項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により家族入院給付金の支払事由に該当したときを除きます。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活もしくは復旧、基本家族入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
8. 被保険家族が第1項に規定する入院中に、この特約が保険期間の満了により消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

第4条（無配当家族災害入院特約が付加されている場合の取扱）

この特約が無配当家族災害入院特約とあわせて主契約に付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額より大きい場合、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が疾病の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - イ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき
疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額
 - ロ. 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以降その日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) 同一被保険家族について、この特約の家族入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額と同額であるかまたはそれより小さい場合、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中に当該被保険家族が疾病の治療を開始したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、前条第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- (3) 同一被保険家族について、この特約の規定により家族入院給付金の支払事由が生じた場合でも、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。

第5条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての家族入院給付金の支払限度は、支払日数（家族入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、同一被保険家族について家族入院給付金の支払日数を通算して700日とします。この場合、家族長期療養給付金については1回の支払につき50日分として通算支払限度に算入するものとします。

第6条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第7条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第8条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

4. 特約保険料の自動振替貸付

第9条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

5. 家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第10条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族入院給付金または家族長期療養給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき家族入院給付金または家族長期療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族入院給付金または家族長期療養給付金を支払いません。

6. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第11条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求手続）

1. 家族入院給付金または家族長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社へ通知して下さい。
2. 家族入院給付金または家族長期療養給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社へ提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第12条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払の時期および場所）

1. 家族入院給付金または家族長期療養給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族入院給付金または家族長期療養給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

7. 家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払わない場合

第13条

会社は、被保険家族がつぎの各号のいずれかによって第3条の規定に該当した場合には、家族入院給付金および家族長期療養給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失
- (2) 無配当疾病入院特約の付則2に定める当該被保険家族の薬物依存
- (3) 不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的とする入院については、主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）に掲げる原因

8. この特約の解約、解除等

第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第15条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族入院給付金もしくは家族長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第16条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

9. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第17条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第18条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第19条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第20条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

10. 払戻金

第21条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第18条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第23条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第12条（家族入院給付金および家族長期療養給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

11. 基本家族入院給付金日額および特約の型の変更

第22条（基本家族入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって基本家族入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険家族についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第15条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第1条（会社の責任開始期および保険期間）第1項から第5項および第20条（詐欺による無効および解除）の規定は、基本家族入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第23条（基本家族入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当疾病入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、基本家族入院給付金日額が無配当疾病入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合は、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって基本家族入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第24条（特約の型の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、将来に向かってこの特約の型の変更を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、新たに被保険家族となる者の告知書および保険証券を提出することを要します。
3. 本条の変更については、つぎの各号に定める時から変更の効力が生じます。
 - (1) 妻子型から妻型または子型への変更の場合
会社の変更の請求を受けた日
 - (2) 前号以外の変更の場合
会社が所定の金額を受領した時（被保険家族に関する告知前に受領した場合には、その告知の時）
4. 前項第2号の変更を会社が承諾した場合、会社は、新たに被保険家族となる者について変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。
5. この特約の型を変更した場合には、この特約の払戻金の差額を授受し、将来のこの特約の保険料額を更正します。
6. 第15条（告知義務違反による解除）の規定および主約款第20条（詐欺による無効および解除）の規定は、本条の特約の型の変更により新たに被保険家族となる者に関する部分について準用します。
7. 第22条（基本家族入院給付金日額の増額）第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

12. 契約者配当

第25条

この特約に対する契約者配当金はありません。

13. 管轄裁判所

第26条

家族入院給付金、家族長期療養給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

14. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第27条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

15. 主約款の規定の準用

第28条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第29条

- 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
- 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
- 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族入院給付金および家族長期療養給付金の請求書類

- 家族入院給付金・家族長期療養給付金請求書
- 会社所定の様式による医師の診断書
- 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
- 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
- 被保険者の印鑑証明書
- 最終保険料の払込を証明する書類
- 保険証券

無配当手術特約 目次

1. この特約の仕組	第 15 条 特約の復活
第 1 条 手術給付金の支払	第 16 条 特約の復旧
第 2 条 特約保険料の払込	
第 3 条 特約保険料払込の免除	9. 払戻金
	第 17 条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	10. 特約保険料額の更正
第 4 条	第 18 条
3. 特約保険料の自動振替貸付	11. 契約者配当
第 5 条	第 19 条
4. 手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	12. 管轄裁判所
第 6 条	第 20 条
5. 手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	13. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 7 条 手術給付金の請求手続	第 21 条
第 8 条 手術給付金の支払の時期および場所	14. 主約款の規定の準用
	第 22 条
6. 手術給付金を支払わない場合	15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 9 条	第 23 条
7. この特約の解約、解除等	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 10 条 特約の解約	
第 11 条 告知義務違反による解除	付則 1 手術等の定義
第 12 条 重大事由による解除	付則 2 給付倍率表
	付則 3 対象となる薬物依存
	付則 4 手術給付金の請求書類
8. この特約の失効、消滅、復活および復旧	
第 13 条 特約の失効	
第 14 条 特約の消滅	

無配当手術特約

1. この特約の仕組

第 1 条（手術給付金の支払）

1. 手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則 1 に定める手術を受けた場合に、次号に規定する金額の手術給付金を被保険者に支払います。ただし、第 9 条（手術給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. つぎのいずれかに該当する手術

- ① この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した傷害または疾病（付則 1 に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）の付則 1 に定める治療を直接の目的とする手術

- ② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて 1 年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）

ロ. 付則 1 に定める病院または診療所における手術

- (2) 会社が前号により支払う手術給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている無配当疾病入院特約の入院給付金日額（以下単に「入院給付金日額」といいます。）の変更があったときは、入院給付金日額は手術日現在の入院給付金日額とします。

入院給付金日額×手術の種類に応じ付則2に定める給付倍率

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
3. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 被保険者が付則2に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 第1項第1号のイ、の②の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、1回とします。

第2条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第3条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第4条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第5条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき手術給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、手術給付金を支払いません。

5. 手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（手術給付金の請求手続）

1. 手術給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 手術給付金を請求する場合には、付則4に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（手術給付金の支払の時期および場所）

1. 手術給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所を支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで手術給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. 手術給付金を支払わない場合

第9条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、手術給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 付則3に定める被保険者の薬物依存によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により手術を受けた被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて手術給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第13条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第14条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第15条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第16条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第17条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第14条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第23条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第8条（手術給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 特約保険料額の更正

第18条

会社は、入院給付金日額が変更された場合には、同時にこの特約の保険料額を更正します。

11. 契約者配当

第19条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第20条

手術給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用しま

す。

13. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第21条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

14. 主約款の規定の準用

第22条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第23条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
- (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則

年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」

2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 手術等の定義

(1) 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、付則2の給付倍率表の手術番号1. から89. までは指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

(2) 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく褥における浮腫、たんぱく尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく褥に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 給付倍率表

手術	給付
手術の種類	倍率
番号	
§皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25㎠未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔は除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術は除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指は除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指は除く。）	10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指は除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管・気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術	
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10

手術	手術の種類	給付
番号		倍率
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術は除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術（視力矯正を直接の目的とする手術を除く。）		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（5,000 ラド以上の照射で施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
§ 骨髄幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

（備考）

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

6. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクICL等が含まれます。

付則3 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則4 手術給付金の請求書類

1. 手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当家族手術特約 目次

(この特約の趣旨)	9. この特約の失効、消滅、復活および復旧
1. 特約の型および被保険者の範囲	第 14 条 特約の失効
第 1 条	第 15 条 特約の消滅
	第 16 条 特約の復活
	第 17 条 特約の復旧
2. この特約の仕組	10. 払戻金
第 2 条 家族手術給付金の支払	第 18 条
第 3 条 特約保険料の払込	
第 4 条 特約保険料払込の免除	11. 特約保険料額の更正および特約の型の変更
	第 19 条 特約保険料額の更正
	第 20 条 特約の型の変更
3. この特約の締結、責任開始期および保険期間	12. 契約者配当
第 5 条	第 21 条
4. 特約保険料の自動振替貸付	13. 管轄裁判所
第 6 条	第 22 条
5. 家族手術給付金の支払事由が発生した場合の未 払込保険料の取扱	14. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 7 条	第 23 条
6. 家族手術給付金の請求手続ならびに支払の時期 および場所	15. 主約款の規定の準用
第 8 条 家族手術給付金の請求手続	第 24 条
第 9 条 家族手術給付金の支払の時期および場所	16. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
	第 25 条
7. 家族手術給付金を支払わない場合	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 10 条	付則 家族手術給付金の請求書類
8. この特約の解約、解除等	
第 11 条 特約の解約	
第 12 条 告知義務違反による解除	
第 13 条 重大事由による解除	

無配当家族手術特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が、所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて家族手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲

第 1 条

この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、主契約に付加されている無配当家族疾病入院特約（以下単に「無配当家族疾病入院特約」といいます。）の第 1 条に定める特約の型および被保険者の範囲と同一とします。

2. この特約の仕組

第 2 条（家族手術給付金の支払）

1. 家族手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する無配当手術特約の付則 1 に定める手術を受けた場合に、次号に規定する金額の家族手術給付金を被保険者に支払います。ただし、第 10 条（家族手術給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ、つぎのいずれかに該当する手術

- ① この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後無配当家族疾病入院特約の第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した傷害または疾病（無配当手術特約の付則1に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）の無配当手術特約の付則1に定める治療を直接の目的とする手術
 - ② 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）
- ロ、無配当手術特約の付則1に定める病院または診療所における手術
- (2) 会社が前号により支払う家族手術給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、無配当家族疾病入院特約の基本家族入院給付金日額の変更があったときは、無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額（以下単に「家族入院給付金日額」といいます。）は手術日現在の家族入院給付金日額とします。
家族入院給付金日額×手術の種類に応じ無配当手術特約の付則2に定める給付倍率
2. 同一被保険家族が責任開始期前に発生した傷害または疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
 3. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に家族手術給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 4. 同一被保険家族が無配当手術特約の付則2に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
 5. 第1項第1号のイ、の②の規定により支払われる家族手術給付金の支払限度は、同一被保険家族について、1回とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当手術特約および無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

4. 特約保険料の自動振替貸付

第6条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

5. 家族手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族手術給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき家族手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族手術給付金を支払いません。

6. 家族手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（家族手術給付金の請求手続）

1. 家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族手術給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第9条（家族手術給付金の支払の時期および場所）

1. 家族手術給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで家族手術給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

7. 家族手術給付金を支払わない場合

第10条

1. 会社は、被保険家族がつぎの各号のいずれかによって第2条の規定に該当した場合には、家族手術給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 当該被保険家族の犯罪行為によるとき
 - (3) 当該被保険家族の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 当該被保険家族が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 当該被保険家族が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 無配当手術特約の付則3に定める当該被保険家族の薬物依存によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により手術を受けたこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて家族手術給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

8. この特約の解約、解除等

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第 12 条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 13 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

9. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 14 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 15 条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約、無配当手術特約または無配当家族疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 16 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 17 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

10. 払戻金

第 18 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 15 条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 9 条（家族手術給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

11. 特約保険料額の更正および特約の型の変更

第 19 条（特約保険料額の更正）

会社は、家族入院給付金日額が変更された場合には、同時にこの特約の保険料額を更正します。

第 20 条（特約の型の変更）

1. 無配当家族疾病入院特約の型の変更が行なわれた場合には、この特約の型も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 前項の場合、無配当家族疾病入院特約第 24 条（特約の型の変更）第 3 項から第 7 項までの規定を準用します。

12. 契約者配当

第 21 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

13. 管轄裁判所

第 22 条

家族手術給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

14. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 23 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

15. 主約款の規定の準用

第 24 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第 25 条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族手術給付金の請求書類

1. 家族手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当成人病手術特約 目次

1. この特約の仕組	第 15 条 特約の復旧
第 1 条 成人病手術給付金の支払	
第 2 条 特約保険料の払込	8. 払戻金
第 3 条 特約保険料払込の免除	第 16 条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	9. 特約保険料額の更正
第 4 条	第 17 条
3. 特約保険料の自動振替貸付	10. 契約者配当
第 5 条	第 18 条
4. 成人病手術給付金の支払事由が発生した場合の 未払込保険料の取扱	11. 管轄裁判所
第 6 条	第 19 条
5. 成人病手術給付金の請求手続ならびに支払の時 期および場所	12. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 7 条 成人病手術給付金の請求手続	第 20 条
第 8 条 成人病手術給付金の支払の時期および場 所	13. 主約款の規定の準用
	第 21 条
6. この特約の解約、解除等	14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 9 条 特約の解約	第 22 条
第 10 条 告知義務違反による解除	
第 11 条 重大事由による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
7. この特約の失効、消滅、復活および復旧	
第 12 条 特約の失効	付則 1 手術等の定義
第 13 条 特約の消滅	付則 2 給付倍率表
第 14 条 特約の復活	付則 3 成人病手術給付金の請求書類

無配当成人病手術特約

1. この特約の仕組

第 1 条（成人病手術給付金の支払）

- 成人病手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。
 - 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきのいずれにも該当する付則 1 に定める手術を受けた場合に、次号に規定する金額の成人病手術給付金を被保険者に支払います。
 - この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した無配当成人病入院特約の付則 1 に定める成人病の付則 1 に定める治療を直接の目的とする手術
 - 付則 1 に定める病院または診療所における手術
 - 会社が前号により支払う成人病手術給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている無配当成人病入院特約の入院給付金日額（以下単に「入院給付金日額」といいます。）の変更があったときは、入院給付金日額は手術日現在の入院給付金日額とします。
入院給付金日額×手術の種類に応じ付則 2 に定める給付倍率
- 被保険者が、責任開始期前に発病した成人病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した成人病を直接の原因として責任開始期以後に成人病手術給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。

- (1) その成人病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その成人病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その成人病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 被保険者が付則2に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。

第2条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第3条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第4条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当成人病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第5条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 成人病手術給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による成人病手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき成人病手術給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき成人病手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、成人病手術給付金を支払いません。

5. 成人病手術給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第7条（成人病手術給付金の請求手続）

1. 成人病手術給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および成人病手術給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 成人病手術給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めるこ

とがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第8条（成人病手術給付金の支払の時期および場所）

1. 成人病手術給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで成人病手術給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. この特約の解約、解除等

第9条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第10条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、成人病手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 成人病手術給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに成人病手術給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第12条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第13条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約または無配当成人病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 14 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 15 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第 16 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 13 条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 8 条（成人病手術給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 特約保険料額の更正

第 17 条

会社は、入院給付金日額が変更された場合には、同時にこの特約の保険料額を更正します。

10. 契約者配当

第 18 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第 19 条

成人病手術給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 20 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第 21 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第 22 条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加さ

れているときは、特約条項を含みます。)の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」

2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 手術等の定義

- (1) 手術
「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、付則2の給付倍率表の手術番号1. から17. までを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- (2) 治療を直接の目的とする手術
「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。
- (3) 病院または診療所
「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。
 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
 2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則2 給付倍率表

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
1.	四肢切断術（手指・足指は除く。）	20
2.	体内用ペースメーカー埋込術	20
3.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	20
4.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
5.	直視下心臓内手術	40
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	副腎全摘除術	20
8.	頭蓋内観血手術	40
9.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
10.	白内障・水晶体観血手術	20
11.	網膜剥離症手術	10
12.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17.	新生物根治放射線照射（5,000 ラド以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 観血手術
「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
2. 開胸術
「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
3. 開腹術
「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等、腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

付則3 成人病手術給付金の請求書類

1. 成人病手術給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当成人病入院特約 目次

1. この特約の仕組	第 16 条 特約の復旧
第 1 条 入院給付金の支払	
第 2 条 この特約の支払限度	8. 払戻金
第 3 条 特約保険料の払込	第 17 条
第 4 条 特約保険料払込の免除	
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	9. 入院給付金日額の変更
第 5 条	第 18 条 入院給付金日額の増額
	第 19 条 入院給付金日額の減額
3. 特約保険料の自動振替貸付	10. 契約者配当
第 6 条	第 20 条
4. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	11. 管轄裁判所
第 7 条	第 21 条
5. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期およ び場所	12. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 8 条 入院給付金の請求手続	第 22 条
第 9 条 入院給付金の支払の時期および場所	13. 主約款の規定の準用
	第 23 条
6. この特約の解約、解除等	14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 10 条 特約の解約	第 24 条
第 11 条 告知義務違反による解除	
第 12 条 重大事由による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
7. この特約の失効、消滅、復活および復旧	
第 13 条 特約の失効	付則 1 対象となる成人病
第 14 条 特約の消滅	付則 2 入院等の定義
第 15 条 特約の復活	付則 3 入院給付金の請求書類

無配当成人病入院特約

1. この特約の仕組

第 1 条（入院給付金の支払）

1. 入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。
 - (1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する付則 2 に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。
 - イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した付則 1 に定める成人病の付則 2 に定める治療を目的とする入院
 - ロ. 付則 2 に定める病院または診療所における入院
 - ハ. 入院日数が 5 日以上継続した入院
 - (2) 会社が前号により支払う入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。
入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）
2. 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なる成人病（付則 1 の表の同一の成人病の種類に区分された成人病は同一の成人病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の規定を適用します。
 - (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30

日以内の入院

- (2) それぞれの入院の直接の原因となった成人病が同一かまたは付則2に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった成人病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および次条（この特約の支払限度）第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. 被保険者が、責任開始期前に発病した成人病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した成人病を直接の原因として責任開始期以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その成人病について、この特約の締結、復活もしくは復旧または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その成人病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その成人病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約が保険期間の満了により消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなします。

第2条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
- (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
- (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第6条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金を支払いません。

5. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（入院給付金の請求手続）

1. 入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および入院給付金の受取人は、直ちに会社へ通知して下さい。
2. 入院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社へ提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（入院給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含む。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目

的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第13条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第14条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第2条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第15条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第16条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第17条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第14条第2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第23条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第9条（入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 入院給付金日額の変更

第18条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第11条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第1条（会社の責任開始期および保険期間）第1項から第5項および第20条（詐欺による無効および解除）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第19条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。

2. 主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当新家族保障特約の基本家族年金月額を減額する場合（無配当定期保険特約または無配当新家族保障特約が消滅する場合を含みます。）に、入院給付金日額が主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額および無配当新家族保障特約の家族年金の現価の合計額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前2項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第20条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第21条

入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第22条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第23条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第24条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
- (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
- (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。
- 「法人契約特則
- 年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる成人病

対象となる成人病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
悪性新生物	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
悪性新生物	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
	・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
悪性新生物	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の	
心疾患	・心（臓）切開後症候群	I97.0
	・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	○挿入性および発作性障害（G40～G47）中の	
	・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の	
	・椎骨脳底動脈症候群	G45.0
	・頸動脈症候群（半球性）	G45.1
	・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群	G45.2
	・一過性全健忘	G45.4
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G45.8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9
脳血管疾患	○脳血管疾患	I60～I69

付則２ 入院等の定義**(1) 入院**

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとしします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

付則３ 入院給付金の請求書類

1. 入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当女性疾病入院特約 目次

(この特約の趣旨)	第 15 条 特約の復活
1. この特約の仕組	第 16 条 特約の復旧
第 1 条 入院給付金の支払	
第 2 条 この特約の支払限度	8. 払戻金
第 3 条 特約保険料の払込	第 17 条
第 4 条 特約保険料払込の免除	
	9. 入院給付金日額の変更
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第 18 条 入院給付金日額の増額
第 5 条	第 19 条 入院給付金日額の減額
3. 特約保険料の自動振替貸付	10. 契約者配当
第 6 条	第 20 条
4. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	11. 管轄裁判所
第 7 条	第 21 条
5. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	12. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 8 条 入院給付金の請求手続	第 22 条
第 9 条 入院給付金の支払の時期および場所	
	13. 主約款の規定の準用
	第 23 条
6. この特約の解約、解除等	14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 10 条 特約の解約	第 24 条
第 11 条 告知義務違反による解除	
第 12 条 重大事由による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
7. この特約の失効、消滅、復活および復旧	付則 1 対象となる女性特定疾病
第 13 条 特約の失効	付則 2 入院等の定義
第 14 条 特約の消滅	付則 3 入院給付金の請求書類

無配当女性疾病入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、女性を被保険者とする主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が女性特定疾病の治療のため入院をした場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第 1 条（入院給付金の支払）

1. 入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

- (1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する付則 2 に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の入院給付金を被保険者に支払います。
 - イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発病した付則 1 に定める女性特定疾病（以下「女性特定疾病」といいます。）の付則 2 に定める治療を目的とする入院
 - ロ. 付則 2 に定める病院または診療所における入院
 - ハ. 入院日数が 5 日以上継続した入院
- (2) 会社が前号により支払う入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があったときは、入院給付金日額は各日現在の入院給付金日額とします。
入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）

2. 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なる女性特定疾病（付則1の表の同一の女性特定疾病の種類に区分された女性特定疾病は同一の女性特定疾病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは付則2に定める医学上重要な関係（以下「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
4. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および次条第1項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. 被保険者が、責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因として責任開始期以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その女性特定疾病について、この特約の締結、復活もしくは復旧または入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その女性特定疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者が傷害または女性特定疾病以外の疾病の治療を目的とする入院を開始した時に女性特定疾病を併発していた場合またはその入院中に女性特定疾病を併発した場合には、その治療を開始した日から、その女性特定疾病の治療を目的として入院したものとみなして第1項の規定を適用します。
8. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき

第2条（この特約の支払限度）

1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）120日とします。
2. 通算支払限度は、入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間

- (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第6条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき入院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、入院給付金を支払いません。

5. 入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（入院給付金の請求手続）

1. 入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および入院給付金の受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 入院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（入院給付金の支払の時期および場所）

1. 入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。

5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 12 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

7. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 13 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 14 条（特約の消滅）

1. 入院給付金の支払が第 2 条第 2 項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 15 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 16 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

8. 払戻金

第 17 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 14 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 9 条（入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

9. 入院給付金日額の変更

第 18 条（入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。

ます。

3. 会社は、入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 11 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 19 条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当新家族保障特約の基本家族年金月額を減額する場合（無配当定期保険特約または無配当新家族保障特約が消滅する場合を含みます。）に、入院給付金日額が主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額および無配当新家族保障特約の家族年金の現価の合計額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとしします。
3. 前 2 項の規定によって入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 契約者配当

第 20 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

11. 管轄裁判所

第 21 条

入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 22 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

13. 主約款の規定の準用

第 23 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

14. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第 24 条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる女性特定疾病

対象となる女性特定疾病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ○消化器の悪性新生物 ○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ○骨および関節軟骨の悪性新生物 ○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 ○中皮および軟部組織の悪性新生物 ○乳房の悪性新生物 ○女性生殖器の悪性新生物 ○腎尿路の悪性新生物 ○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ○独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ○上皮内新生物（D00～D09）中の ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・膣 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・その他および部位不明の上皮内癌	C00～C14 C15～C26 C30～C39 C40～C41 C43～C44 C45～C49 C50 C51～C58 C64～C68 C69～C72 C73～C75 C76～C80 C81～C96 C97 D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3 D09
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D45 D46 D47.1 D47.3
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
	○良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物 ・甲状腺の良性新生物 ○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D24 D25 D26 D27 D28 D30 D34 D39 D41 D48.6

血液および造血器の疾患	○栄養性貧血 ○溶血性貧血（D55～D59）中の ・後天性溶血性貧血 ○無形成性貧血およびその他の貧血 ○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）中の ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50～D53 D59 D60～D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 ・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 ・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症 ・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症 ・感染後甲状腺機能低下症 ・甲状腺萎縮（後天性） ・粘液水腫性昏睡 ・その他の明示された甲状腺機能低下症 ・甲状腺機能低下症、詳細不明 ・その他の非中毒性甲状腺腫 ・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕 ・甲状腺炎 ・その他の甲状腺障害 ○その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング＜Cushing＞症候群 ・卵巣機能障害 ○代謝障害（E70～E90）中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E01 E02 E03.0 E03.2 E03.3 E03.4 E03.5 E03.8 E03.9 E04 E05 E06 E07 E24 E28 E89.0 E89.4
循環系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患 ○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80～I89）中の ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤 ○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I05～I09 I86.3 I95 I97.2
消化系の疾患	○胆のう＜嚢＞、胆管および膵の障害（K80～K87）中の ・胆石症 ・胆のう＜嚢＞炎 ・胆のう＜嚢＞のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 ・他に分類される疾患における胆のう＜嚢＞、胆道および膵の障害（K87）中の ・他に分類される疾患における胆のう＜嚢＞および胆道の障害 ○消化器系のその他の疾患（K90～K93）中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の ・胆のう＜嚢＞摘出＜除＞後症候群	K80 K81 K82 K83 K87.0 K91.5

筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の ・血清反応陽性関節リウマチ ・その他の関節リウマチ ・若年性関節炎 ・他に分類される疾患における若年性関節炎 ・その他の明示された関節障害（M12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕 ○全身性結合組織障害（M30～M36）中の ・その他のえく壊＞死性血管障害（M31）中の ・大動脈弓症候群〔高安病〕 ・全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜SLE＞ ・皮膚（多発性）筋炎 ・全身性硬化症 ・その他の全身性結合組織疾患（M35）中の ・乾燥症候群〔シェーグレン＜Sjögren＞症候群〕 ・その他の重複症候群 ・リウマチ性多発筋痛症 ・その他の明示された全身性結合組織疾患 ・全身性結合組織疾患、詳細不明	M05 M06 M08 M09 M12.0 M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9
	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17～N19）中の ・慢性腎不全 ○尿路結石症（N20～N23）中の ・腎結石および尿管結石 ・下部尿路結石 ・他に分類される疾患における尿路結石 ○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の ・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害 ○尿路系のその他の疾患 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害（N80～N98）中の ・子宮内膜症 ・女性性器脱 ・女性性器を含む瘻 ・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害 ・女性性器のポリープ ・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く ・子宮頸（部）のびらんおよび外反（症） ・子宮頸（部）の異形成 ・子宮頸（部）のその他の非炎症性障害 ・膣のその他の非炎症性障害 ・外陰および会陰のその他の非炎症性障害 ・無月経、過少月経および希発月経 ・過多月経、頻発月経および月経不順 ・子宮および膣のその他の異常出血 ・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態 ・閉経期およびその他の閉経周辺期障害 ・習慣流産 ・女性不妊症 ○腎尿路生殖器系のその他の障害	N00～N08 N10～N16 N18 N20 N21 N22 N28 N29 N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80 N81 N82 N83 N84 N85 N86 N87 N88 N89 N90 N91 N92 N93 N94 N95 N96 N97 N99

妊娠、分娩および産 じょく＜褥＞	○流産に終わった妊娠	000～008
	○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿 および高血圧性障害	010～016
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸 問題	030～048
	○分娩の合併症	060～075
	○分娩（080～084）中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	081
	・帝王切開による単胎分娩	082
	・その他の介助単胎分娩	083
	・多胎分娩	084
	○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	085～092
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099
	○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
	・産科的破傷風	A34

付則2 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、胃ガンとその転移による肝ガン等の関係をいいます。

付則3 入院給付金の請求書類

1. 入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当長期入院特約 目次

(この特約の趣旨)	第 15 条 特約の消滅
1. この特約の仕組	第 16 条 特約の復活
第 1 条 長期入院給付金の支払	第 17 条 特約の復旧
第 2 条 この特約の支払限度	
第 3 条 特約保険料の払込	9. 払戻金
第 4 条 特約保険料払込の免除	第 18 条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	10. 長期入院給付金日額の変更
第 5 条	第 19 条 長期入院給付金日額の増額
	第 20 条 長期入院給付金日額の減額
3. 特約保険料の自動振替貸付	
第 6 条	11. 契約者配当
	第 21 条
4. 長期入院給付金の支払事由が発生した場合の未 払込保険料の取扱	12. 管轄裁判所
第 7 条	第 22 条
5. 長期入院給付金の請求手続ならびに支払の時期 および場所	13. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 8 条 長期入院給付金の請求手続	第 23 条
第 9 条 長期入院給付金の支払の時期および場所	
	14. 主約款の規定の準用
6. 長期入院給付金を支払わない場合	第 24 条
第 10 条	
7. この特約の解約、解除等	15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 11 条 特約の解約	第 25 条
第 12 条 告知義務違反による解除	
第 13 条 重大事由による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
8. この特約の失効、消滅、復活および復旧	付則 1 入院等の定義
第 14 条 特約の失効	付則 2 対象となる薬物依存
	付則 3 長期入院給付金の請求書類

無配当長期入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が傷害または疾病の治療のために長期の入院をした場合に、入院日数に応じて長期入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第 1 条（長期入院給付金の支払）

1. 長期入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する付則 1 に定める入院をした場合に、次号に規定する金額の長期入院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 10 条（長期入院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則 1 に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（付則 1 に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）の付則 1 に定める治療を目的とする入院

ロ. 付則 1 に定める病院または診療所における入院

ハ. 入院日数が 125 日以上の継続した入院

- (2) 会社が前号により支払う長期入院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の入院中に長期入院給付金日額の変更があったときは、長期入院給付金日額は各日現在の長期入院給付金日額とします。
- 長期入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての124日)
2. 会社は、被保険者が前項に規定する入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは付則1に定める医学上重要な関係(以下「医学上重要な関係」といいます。)があると会社が認める入院
4. 被保険者が長期入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日後に、同一の不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または疾病(これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。)を原因として入院を開始したときは、1回の入院とみなして本条および次条第1項の規定を適用します。ただし、長期入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
5. 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
6. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下本項において同様とします。)を直接の原因として責任開始期以後に長期入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活もしくは復旧または長期入院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
7. 被保険者が第1項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院についてはこの特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき

第2条(この特約の支払限度)

1. 1回の入院についての長期入院給付金の支払限度は、支払日数(長期入院給付金を支払う日数。以下同様とします。)150日とします。
2. 通算支払限度は、長期入院給付金の支払日数を通算して700日とします。

第3条(特約保険料の払込)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第4条(特約保険料払込の免除)

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条(保険料払込の免除)第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条(保険料払込の免除をしない場合)の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当災害入院特約および無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
- (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間

- (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第6条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 長期入院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による長期入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき長期入院給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき長期入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、長期入院給付金を支払いません。

5. 長期入院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（長期入院給付金の請求手続）

1. 長期入院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社へ通知して下さい。
2. 長期入院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社へ提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（長期入院給付金の支払の時期および場所）

1. 長期入院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで長期入院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. 長期入院給付金を支払わない場合

第10条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、長期入院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (6) 付則2に定める被保険者の薬物依存によるとき
 - (7) 地震、噴火または津波によるとき
 - (8) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第7号または第8号の事由により入院した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて長期入院給付金の全額を支払いまたは一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第12条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、長期入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 長期入院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに長期入院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第14条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第15条（特約の消滅）

1. 長期入院給付金の支払が第2条第2項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約、無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第16条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第17条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧

の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。

3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第 18 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 15 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 9 条（長期入院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 長期入院給付金日額の変更

第 19 条（長期入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって長期入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、長期入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 12 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、長期入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって長期入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 20 条（長期入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって長期入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の長期入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、長期入院給付金日額が無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、長期入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の長期入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前 2 項の規定によって長期入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

11. 契約者配当

第 21 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第 22 条

長期入院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 23 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

14. 主約款の規定の準用

第 24 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第25条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。

(2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則

年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」

2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

(5) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく褥における浮腫、たんぱく尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく褥に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

付則3 長期入院給付金の請求書類

1. 長期入院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当通院特約 目次

(この特約の趣旨)	第 15 条 特約の消滅
1. この特約の仕組	第 16 条 特約の復活
第 1 条 通院給付金の支払	第 17 条 特約の復旧
第 2 条 この特約の支払限度	
第 3 条 特約保険料の払込	9. 払戻金
第 4 条 特約保険料払込の免除	第 18 条
2. この特約の締結、責任開始期および保険期間	10. 通院給付金日額の変更
第 5 条	第 19 条 通院給付金日額の増額
	第 20 条 通院給付金日額の減額
3. 特約保険料の自動振替貸付	
第 6 条	11. 契約者配当
	第 21 条
4. 通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込 保険料の取扱	12. 管轄裁判所
第 7 条	第 22 条
5. 通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所	13. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 8 条 通院給付金の請求手続	第 23 条
第 9 条 通院給付金の支払の時期および場所	
	14. 主約款の規定の準用
6. 通院給付金を支払わない場合	第 24 条
第 10 条	
7. この特約の解約、解除等	15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 11 条 特約の解約	第 25 条
第 12 条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 13 条 重大事由による解除	
	付則 1 通院等の定義
8. この特約の失効、消滅、復活および復旧	付則 2 対象となる薬物依存
第 14 条 特約の失効	付則 3 通院給付金の請求書類

無配当通院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が傷害または疾病の治療のために入院をしたときで、退院後に通院した場合に、通院日数に応じて通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第 1 条（通院給付金の支払）

1. 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれにも該当する通院をした場合に、次項に規定する金額の通院給付金を被保険者に支払います。ただし、第 10 条（通院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - (1) つぎのいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて 120 日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の付則 1 に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。）
 - イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則 1 に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（付則 1 に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）を直接の原因とする入院
 - ロ. 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われ

る入院

- (2) 前号イ. に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病の付則 1 に定める治療を目的とする通院
- (3) 付則 1 に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院
2. 会社が前項により支払う通院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、被保険者の通院中に通院給付金日額の変更があったときは、通院給付金日額は各日現在の通院給付金日額とします。
入院 1 回につき：通院給付金日額×通院日数
3. 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一である与否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
4. つぎの場合には、通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 被保険者が同一の日に第 1 項に規定する通院を 2 回以上したとき（この場合、1 回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) 被保険者が 2 以上の事由の治療を目的とした 1 回の通院をしたとき
5. 被保険者が同一の事由により第 1 項第 1 号に規定する入院を 2 回以上した場合、無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の規定により 1 回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎのとおりとします。
 - (1) 最終の入院（1 回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を第 1 項第 1 号に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第 1 項の通院とみなします。
6. 会社は、被保険者が第 1 項第 1 号に規定する入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病の治療を目的とする通院を第 1 項に規定する通院に含めます。
7. 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
8. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下本項において同様とします。）を直接の原因として責任開始期以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第 1 項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活もしくは復旧または通院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 通院期間中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後のその通院期間中の通院についてはこの特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき
10. つぎの各号のいずれかに該当する入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の規定により、その特約消滅後の継続入院がその特約の保険期間中の入院とみなされる入院
 - (2) 入院給付金の支払が通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したときにおける入院

第 2 条（この特約の支払限度）

1. 1 回の入院（無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の規定により 1 回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての通院給付金の支払限度は、支払日数（通院給付金を支払う日数。以下同様とします。）30 日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、前条第 6 項の規定により通院給付金が支払われるときは、それぞれの事由による通院についての支払限度は、支払日数 30 日とします。
 - (1) 無配当災害入院特約の入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 無配当災害入院特約の入院給付金と無配当疾病入院特約の入院給付金の支払事由が重複して発生したとき
3. 通算支払限度は、通院給付金の支払日数を通算して 700 日とします。

第 3 条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当災害入院特約および無配当疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
 - (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

3. 特約保険料の自動振替貸付

第6条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

4. 通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第7条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき通院給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 前項の場合において、支払うべき通院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、通院給付金を支払いません。

5. 通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（通院給付金の請求手続）

1. 通院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 通院給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（通院給付金の支払の時期および場所）

1. 通院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで通院給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

6. 通院給付金を支払わない場合

第10条

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第1条の規定に該当した場合には、通院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 付則2に定める被保険者の薬物依存によるとき
 - (3) 地震、噴火または津波によるとき

- (4) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第3号または第4号の事由により通院した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて通院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

7. この特約の解約、解除等

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第12条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求しまたは払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第14条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第15条（特約の消滅）

1. 通院給付金の支払が第2条第3項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約、無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第16条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活

の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。

3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 17 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第 18 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 15 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 9 条（通院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. 通院給付金日額の変更

第 19 条（通院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって通院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、通院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 12 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、通院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって通院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 20 条（通院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額を減額する場合に、通院給付金日額が無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、通院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前 2 項の規定によって通院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

11. 契約者配当

第 21 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第 22 条

通院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 23 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

14. 主約款の規定の準用

第24条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第25条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 通院等の定義

(1) 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であるため、(3)に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

(2) 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」とは、治療のために必要な通院をいいます。たとえば、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院などはこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

(4) 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく褥における浮腫、たんぱく尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく褥に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

付則2 対象となる薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則3 通院給付金の請求書類

1. 通院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書
4. 被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当家族通院特約 目次

（この特約の趣旨）

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族通院給付金日額

- 第1条 特約の型および被保険者の範囲
- 第2条 家族通院給付金日額

2. この特約の仕組

- 第3条 家族通院給付金の支払
- 第4条 この特約の支払限度
- 第5条 特約保険料の払込
- 第6条 特約保険料払込の免除

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

- 第7条

4. 特約保険料の自動振替貸付

- 第8条

5. 家族通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第9条

6. 家族通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第10条 家族通院給付金の請求手続
- 第11条 家族通院給付金の支払の時期および場所

7. 家族通院給付金を支払わない場合

- 第12条

8. この特約の解約、解除等

- 第13条 特約の解約
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除

9. この特約の失効、消滅、復活および復旧

- 第16条 特約の失効
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の復旧

10. 払戻金

- 第20条

11. 基本家族通院給付金日額および特約の型の変更

- 第21条 基本家族通院給付金日額の増額
- 第22条 基本家族通院給付金日額の減額
- 第23条 特約の型の変更

12. 契約者配当

- 第24条

13. 管轄裁判所

- 第25条

14. 主約款の積立金に関する規定の不適用

- 第26条

15. 主約款の規定の準用

- 第27条

16. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

- 第28条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則 家族通院給付金の請求書類

無配当家族通院特約

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下単に「被保険者」といいます。）の家族が、傷害または疾病の治療のために入院をしたときで、退院後に通院した場合に、通院日数に応じて家族通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 特約の型および被保険者の範囲ならびに家族通院給付金日額

第1条（特約の型および被保険者の範囲）

この特約の型および被保険者（以下「被保険家族」といいます。）の範囲は、主契約に付加されている無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約の第1条に定める特約の型および被保険者の範囲と同一とします。

第2条（家族通院給付金日額）

各被保険家族の家族通院給付金日額は、約定の基本家族通院給付金日額に基づき定めるそれぞれの割合を乗じて得られる金額とします。

- (1) 被保険者の妻……………10割
- (2) 被保険者の子……………10割以下の約定の割合

2. この特約の仕組

第3条（家族通院給付金の支払）

1. 会社は、被保険家族がこの特約の保険期間中に下記の各号のいずれにも該当する通院をした場合に、次項に規定する金額の家族通院給付金を被保険者に支払います。ただし、第12条（家族通院給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。
 - (1) つぎのいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の無配当通院特約の付則1に定める通院（往診を含みます。以下同様とします。）
 - イ. この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。また、この特約の責任開始期以後無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約の第1条に定める被保険家族の資格を取得した者については、その資格を取得した時とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下単に「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（無配当通院特約の付則1に定める異常分娩を含みます。以下同様とします。）を直接の原因とする入院
 - ロ. 無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金（以下「家族入院給付金」といいます。）の支払われる入院
 - (2) 前号イ. に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病の無配当通院特約の付則1に定める治療を目的とする通院
 - (3) 無配当通院特約の付則1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院
2. 会社が前項により支払う家族通院給付金の額は、つぎのとおりとします。この場合、当該被保険家族の通院中に基本家族通院給付金日額の変更があったときは、家族通院給付金日額は各日現在の家族通院給付金日額とします。
入院1回につき：家族通院給付金日額×通院日数
3. 同一被保険家族が、家族入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、家族通院給付金は支払いません。
4. つぎの場合には、家族通院給付金は重複して支払いません。
 - (1) 同一被保険家族が同一の日に第1項に規定する通院を2回以上したとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 - (2) 同一被保険家族が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
5. 同一被保険家族が同一の事由により第1項第1号に規定する入院を2回以上した場合、無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎのとおりとします。
 - (1) 最終の入院（1回の入院の家族入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下本項において同様とします。）の退院日を第1項第1号に定める退院日として取り扱います。
 - (2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
6. 会社は、同一被保険家族が第1項第1号に規定する入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 - (2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病の治療を目的とする通院を第1項に規定する通院に含めます。
7. 同一被保険家族が責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
8. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、同一被保険家族が責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下本項において同様とします。）を直接の原因として責任開始期以後に家族通院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活もしくは復旧または基本家族通院給付金日額の増額の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 通院期間中に、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、その後のその通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約が保険期間の満了により消滅したとき
 - (2) この特約が主契約の保険金等の支払事由の発生により消滅したとき
 - (3) 無配当災害入院特約または無配当疾病入院特約の入院給付金の支払が通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅したとき

- (4) 無配当通院特約の通院給付金の支払が通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅したとき
 - (5) この特約の型が妻子型または子型の場合で、その子が満年齢 20 歳に達したことにより被保険家族の資格を失ったとき
10. 無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の規定により、その特約消滅後の継続入院がその特約の保険期間中の入院とみなされる場合には、その入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。

第4条（この特約の支払限度）

1. 1 回の入院（無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約の規定により 1 回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての家族通院給付金の支払限度は、同一被保険家族について支払日数（家族通院給付金を支払う日数。以下同様とします。）30 日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合に、前条第6項の規定により家族通院給付金が支払われるときは、それぞれの事由による通院についての支払限度は、支払日数 30 日とします。
- (1) 無配当家族災害入院特約の家族入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 無配当家族災害入院特約の家族入院給付金と無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金の支払事由が重複して発生したとき
3. 通算支払限度は、同一被保険家族について家族通院給付金の支払日数を通算して 700 日とします。

第5条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。
2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
3. 前項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第6条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

3. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第7条

1. この特約は、主契約締結の際、無配当通院特約、無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。
- (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
 - (2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢（満年で計算し、1 年未満の端数については、6 ヶ月以下のものは切り捨て 6 ヶ月をこえるものは 1 年とします。）が 80 歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。

4. 特約保険料の自動振替貸付

第8条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

5. 家族通院給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第9条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき家族通院給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき家族通院給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、家族通院給付金を支払いません。

6. 家族通院給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第10条（家族通院給付金の請求手続）

1. 家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 家族通院給付金を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険家族の診査を行なわせることがあります。

第11条（家族通院給付金の支払の時期および場所）

1. 家族通院給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または当該被保険家族が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで家族通院給付金を支払いません。会社が指定した医師による当該被保険家族の診断を求めたときも同様とします。

7. 家族通院給付金を支払わない場合

第12条

1. 会社は、被保険家族が下記の各号のいずれかによって第3条の規定に該当した場合には、家族通院給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または当該被保険家族の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 無配当通院特約の付則2に定める当該被保険家族の薬物依存によるとき
 - (3) 地震、噴火または津波によるとき
 - (4) 戦争その他の変乱によるとき
2. 前項第3号または第4号の事由により通院したこの特約の被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じて家族通院給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

8. この特約の解約、解除等

第13条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第14条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、家族通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条（重大事由による解除）

1. 会社は、下記の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、被保険家族または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に

- 給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険家族にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 家族通院給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに家族通院給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

9. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第16条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第17条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約、無配当通院特約、無配当家族災害入院特約または無配当家族疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第18条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第19条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

10. 払戻金

第20条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第17条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第23条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第11条（家族通院給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

11. 基本家族通院給付金日額および特約の型の変更

第21条（基本家族通院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって基本家族通院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が1年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険家族についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、基本家族通院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第14条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第1条（会社の責任開始期および保険期間）第1項から第5項および第20条（詐欺による無効および解除）の規定は、基本家族通院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって基本家族通院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第22条（基本家族通院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって基本家族通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の

基本家族通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。

2. 無配当通院特約の通院給付金日額または無配当家族災害入院特約もしくは無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額を減額する場合に、基本家族通院給付金日額が無配当通院特約の通院給付金日額または無配当家族災害入院特約もしくは無配当家族疾病入院特約の家族入院給付金日額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、基本家族通院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後の基本家族通院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合は、この特約は解約されたものとしします。
3. 前2項の規定によって基本家族通院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

第23条（特約の型の変更）

1. 無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約の型の変更が行なわれた場合には、この特約の型も同時に変更されたものとして取り扱います。
2. 前項の場合、無配当家族疾病入院特約第24条（特約の型の変更）第3項から第7項までの規定を準用します。

12. 契約者配当

第24条

この特約に対する契約者配当金はありません。

13. 管轄裁判所

第25条

家族通院給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

14. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第26条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

15. 主約款の規定の準用

第27条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第28条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 家族通院給付金の請求書類

1. 家族通院給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書
4. 当該被保険家族および被保険者の戸籍抄本
5. 被保険者の印鑑証明書
6. 最終保険料の払込を証明する書類
7. 保険証券

無配当ガン入院特約 目次

(この特約の趣旨)	第 15 条 特約の失効
1. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第 16 条 特約の消滅
第 1 条	第 17 条 特約の復活
	第 18 条 特約の復旧
2. ガンの定義および診断確定	9. 払戻金
第 2 条	第 19 条
3. この特約の仕組	10. ガン入院給付金日額の変更
第 3 条 ガン入院給付金の支払	第 20 条 ガン入院給付金日額の増額
第 4 条 ガン手術給付金の支払	第 21 条 ガン入院給付金日額の減額
第 5 条 特約保険料の払込	
第 6 条 特約保険料払込の免除	11. 契約者配当
4. 特約保険料の自動振替貸付	第 22 条
第 7 条	
5. ガン入院給付金等の支払事由が発生した場合の 未払込保険料の取扱	12. 管轄裁判所
第 8 条	第 23 条
6. ガン入院給付金等の請求手続ならびに支払の時 期および場所	13. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 9 条 ガン入院給付金等の請求手続	第 24 条
第 10 条 ガン入院給付金等の支払の時期および 場所	14. 主約款の規定の準用
	第 25 条
7. この特約の解約、解除および無効	15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当 介護保障特約が付加される場合の特則
第 11 条 特約の解約	第 26 条
第 12 条 告知義務違反による解除	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 13 条 重大事由による解除	
第 14 条 この特約の責任開始期前のガン診断確 定による無効	付則 1 対象となる悪性新生物
	付則 2 入院等の定義
8. この特約の失効、消滅、復活および復旧	付則 3 手術等の定義および給付倍率表
	付則 4 ガン入院給付金等の請求書類

無配当ガン入院特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、この特約の保険期間中に被保険者がこの特約の責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的として入院または所定の手術を受けた場合に、ガン入院給付金またはガン手術給付金（以下「ガン入院給付金等」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第 1 条

- この特約は、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。
- 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎに定める時（以下「この特約の責任開始期」といいます。）からこの特約上の責任を負います。
 - 主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期からその日を含めて 90 日目の日の翌日
 - 主契約締結の後に付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾した直後に到来する契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、

月払契約の場合には月ごとの契約応当日) からその日を含めて 90 日目の日の翌日

- (3) 第 17 条の規定によりこの特約の復活の取扱いが行なわれた場合または第 18 条の規定によりこの特約の復旧の取扱いが行なわれた場合

主契約の最後の復活または復旧の際の責任開始期。ただし、前 2 号に定めるこの特約の責任開始期の前日までこの特約の復活または復旧が行なわれた場合には、前 2 号に定めるこの特約の責任開始期。

3. この特約の保険期間は、つぎの各号のいずれかの期間と同一とし、保険契約者は、この特約締結の際そのいずれかを選択することができます。

- (1) 主契約の保険料払込期間以内の会社の定める期間
(2) 主契約の契約日から保険料払込期間経過後に到来する契約応当日の前日までの期間。ただし、被保険者の年齢(満年で計算し、1 年未満の端数については、6 ヶ月以下のものは切り捨て 6 ヶ月をこえるものは 1 年とします。) が 100 歳となる契約応当日の前日をこえないものとします。
(3) 主契約の契約日から終身

2. ガンの定義および診断確定

第2条

1. この特約において「ガン」とは、付則 1 に定める悪性新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見(剖検、生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされたものであることを要します。

3. この特約の仕組

第3条(ガン入院給付金の支払)

1. ガン入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
ガン入院給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する付則 2 の(1)に定める入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたガンの付則 2 の(2)に定める治療を直接の目的とする入院(以下「ガンの治療を直接の目的とする入院」といいます。) (2) 付則 2 の(3)に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)における入院	ガン入院給付金日額 × この特約の責任開始期以後の保険期間中の、ガンの治療を直接の目的とする入院日数 この場合、被保険者の入院中にガン入院給付金日額の変更があったときは、ガン入院給付金日額は各日現在のガン入院給付金日額とします。	被保険者

2. つぎの各号に規定する入院日数については、ガンの治療を直接の目的とする入院日数に含めて、前項の規定を適用します。

- (1) 前項に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院中に、ガン以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合で、そのガン以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、ガンの治療を目的とする入院と会社が認めた入院日数
(2) ガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合で、そのガンの診断確定日以前の入院日数のうち、ガンの治療を目的とする入院と会社が認めた入院日数

3. 被保険者が第 1 項に規定する入院中に、この特約がつぎの各号のいずれかに該当することにより消滅した場合には、この特約の消滅後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。

- (1) この特約の保険期間が満了したとき
(2) 主契約の高度障害給付金の支払事由が発生したとき

4. 本条の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合には、ガン入院給付金は支払いません。

第4条（ガン手術給付金の支払）

1. ガン手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
ガン手術給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後、この特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する付則3の(1)の1. に定める手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたガンの付則3の(1)の2. に定める治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所における手術	その手術日現在のガン入院給付金日額 × 手術の種類に応じ付則3の(2)に定める給付倍率	被保険者

2. 被保険者が付則3の(2)に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして前項の規定を適用します。

3. 第3条（ガン入院給付金の支払）第4項の規定は、本条の場合に準用します。

第5条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

2. この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料は、会社の定める方法により、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。

3. 前項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

第6条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

4. 特約保険料の自動振替貸付

第7条

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

5. ガン入院給付金等の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第8条

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約によるガン入院給付金等の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべきガン入院給付金等から未払込保険料を差し引きます。

2. 前項の場合において、支払うべきガン入院給付金等が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、ガン入院給付金等を支払いません。

6. ガン入院給付金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第9条（ガン入院給付金等の請求手続）

- ガン入院給付金等の支払事由が発生した場合には、保険契約者および受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
- ガン入院給付金等を請求する場合には、付則4に規定する書類を会社に提出して請求することを要します。
- 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
- ガン入院給付金等の支払事由が発生した場合に、被保険者がガン入院給付金等を請求することができない事情があるときは、被保険者の配偶者（配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者に代わってガン入院給付金等を会社に請求することができます。

第10条（ガン入院給付金等の支払の時期および場所）

1. ガン入院給付金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指

定した場所で支払います。

2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまでガン入院給付金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

7. この特約の解約、解除および無効

第 11 条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前 2 項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第 12 条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、ガン入院給付金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、ガン入院給付金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでにガン入院給付金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 13 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. ガン入院給付金等の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、ガン入院給付金等の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでにガン入院給付金等の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 14 条（この特約の責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が告知（この特約の復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の告知とします。以下本条において同様とします。）以前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのとおり取り扱います。
 - (1) 告知以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者のいずれか 1 人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第 12 条（告知義務違反による解除）および第 13 条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

8. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 15 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 16 条（特約の消滅）

主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 17 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 18 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について、元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

9. 払戻金

第 19 条

1. この特約が解約もしくは解除された場合、この特約が失効した場合または第 16 条の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 第 10 条（ガン入院給付金等の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

10. ガン入院給付金日額の変更

第 20 条（ガン入院給付金日額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かってガン入院給付金日額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限りです。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券ならびに被保険者についての診断書および告知書を提出することを要します。ただし、会社は、被保険者についての診断書の提出の省略を認めることがあります。
3. 会社は、ガン入院給付金日額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 1 条（この特約の締結、責任開始期および保険期間）第 2 項第 2 号および第 3 号、第 12 条（告知義務違反による解除）および第 14 条（この特約の責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、ガン入院給付金日額の増額分について準用します。
5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によってガン入院給付金日額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 21 条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額または無配当新家族保障特約の基本家族年月額を減額する場合（無配当定期保険特約または無配当新家族保障特約が消滅する場合を含みます。）に、ガン入院給付金日額が主契約の死亡保険金額、無配当定期保険特約の定期死亡保険金額および無配当新家族保障特約の家族年金の現価の合計額について会社の定める計算方法で計算して得られる金額をこえることとなるときは、ガン入院給付金日額も同時にその金額まで減額するものとします。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定めた金額に満たなくなるときは、この特約は解約されたものとして扱います。
3. 前 2 項の規定によってガン入院給付金日額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。
4. 前条第 5 項および第 6 項の規定は、本条の場合に準用します。

11. 契約者配当

第22条

この特約に対する契約者配当金はありません。

12. 管轄裁判所

第23条

ガン入院給付金等または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第24条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

14. 主約款の規定の準用

第25条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

15. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第26条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。
「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

付則2 入院等の定義

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（(3)に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、(3)に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 治療を直接の目的とする入院

「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

(3) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則3 手術等の定義および給付倍率表

(1) 手術等の定義

1. 手術

「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、(2)の給付倍率表の手術番号

1. から5. までは指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

(2) 給付倍率表

手術 番号	手術の種類	給付 倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4.	新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

付則4 ガン入院給付金等の請求書類

(1) ガン入院給付金の請求書類

1. ガン入院給付金請求書

2. 会社所定の様式による医師の診断書

3. 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書

4. 被保険者の戸籍抄本

5. 被保険者の印鑑証明書（第9条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）

6. 最終保険料の払込を証明する書類

7. 保険証券

(2) ガン手術給付金の請求書類

1. ガン手術給付金請求書

2. 会社所定の様式による医師の診断書

3. 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書

4. 被保険者の戸籍抄本

5. 被保険者の印鑑証明書（第9条第4項による代理受領の場合には、代理人の印鑑証明書）

6. 最終保険料の払込を証明する書類

7. 保険証券

無配当特定損傷特約 目次

（この特約の趣旨）

1. この特約の仕組

- 第1条 特定損傷給付金の支払
- 第2条 この特約の支払限度
- 第3条 特約保険料の払込
- 第4条 特約保険料払込の免除

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間 第5条

3. 特約保険料の自動振替貸付および特定損傷給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

- 第6条 特約保険料の自動振替貸付
- 第7条 特定損傷給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

4. 特定損傷給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

- 第8条 特定損傷給付金の請求手続
- 第9条 特定損傷給付金の支払の時期および場所

5. この特約の解約、解除等

- 第10条 特約の解約
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 重大事由による解除
- 第13条 特約の払戻金

6. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第14条 特約の失効

第15条 特約の消滅

第16条 特約の復活

第17条 特約の復旧

7. 特定損傷給付金額の変更

第18条 特定損傷給付金額の増額

第19条 特定損傷給付金額の減額

8. 契約者配当

第20条

9. 管轄裁判所

第21条

10. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第22条

11. 主約款の規定の準用

第23条

12. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第24条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則1 対象となる特定損傷

付則2 治療等の定義

付則3 特定損傷給付金の請求書類

無配当特定損傷特約

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の仕組

第1条（特定損傷給付金の支払）

1. 特定損傷給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合
特定損傷給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの各号のいずれにも該当する付則2の(1)に定める治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活または復旧の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同様とします。）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の付則1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による付則1に定める特定損傷（以下「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療 (2) 不慮の事故の日から起算して180日以内に受けた治療 (3) 付則2の(2)に定める病院または診療所において受けた治療	特定損傷給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 ④ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑤ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑥ 地震、噴火または津波 ⑦ 戦争その他の変乱

2. 前項の規定にかかわらず、被保険者が前項の⑥または⑦の事由により特定損傷給付金の支払事由に該当した場合でも、前項の⑥または⑦の事由により特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めたときは、会社は、その程度に応じて特定損傷給付金の全額を支払いまたは一部を削減して支払います。

第2条（この特約の支払限度）

- 同一の不慮の事故による特定損傷についての特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。
- 通算支払限度は、特定損傷給付金の支払回数を通算して10回とします。

第3条（特約保険料の払込）

この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んで下さい。保険料の前納の場合も同様とします。

第4条（特約保険料払込の免除）

会社は、被保険者がこの特約の保険料払込期間中に主約款第4条（保険料払込の免除）第1項に規定する保険料払込の免除事由に該当した場合には、将来に向かって次期以降のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が主約款第5条（保険料払込の免除をしない場合）の規定に該当した場合を除きます。

2. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第5条

- この特約は、主契約締結の際、主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同時とします。
- この特約の保険期間は、主契約の契約日から被保険者の年齢（満年で計算し、1年末満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て6ヵ月をこえるものは1年とします。）が60歳となる契約応当日の前日までの期間を限度とし、保険契約者は、この特約締結の際、会社の定める範囲内で選択することができます。ただし、この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間の満了日までの期間を限度とします。

3. 特約保険料の自動振替貸付および特定損傷給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱

第6条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 主契約の保険料とこの特約の保険料とが払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の未払込保険料とこの特約の未払込保険料との合計額について、主契約の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。
2. 保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の取扱はしません。

第7条（特定損傷給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日（半年払契約の場合には半年ごとの契約応当日、月払契約の場合には月ごとの契約応当日）以後その保険料払込の猶予期間の満了日までの間に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、支払うべき特定損傷給付金から未払込保険料を差し引きします。
2. 前項の場合において、支払うべき特定損傷給付金が未払込保険料に不足する場合には、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

4. 特定損傷給付金の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（特定損傷給付金の請求手続）

1. 特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者および特定損傷給付金の受取人は、直ちに会社へ通知して下さい。
2. 特定損傷給付金を請求する場合には、付則3に規定する書類を会社へ提出して請求することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。

第9条（特定損傷給付金の支払の時期および場所）

1. 特定損傷給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで特定損傷給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. この特約の解約、解除等

第10条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 主契約の保険料が払い込まれたにもかかわらずこの特約の保険料の払込がなかった場合には、この特約は、主契約の保険料の払込があった時に将来に向かって解約されたものとみなします。
3. 前2項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第11条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結または復活の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、特定損傷給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、その支払事由または免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りでありません。
5. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方および解除権の消滅に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 12 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特定損傷給付金の支払事由または特約保険料払込の免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除をしません。もし、すでに特定損傷給付金の支払または特約保険料払込の免除を行なっているときは、その返還を請求または払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. この特約を解除した場合は、会社は、払戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
4. 主約款の告知義務違反による解除通知の相手方に関する規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第 13 条（特約の払戻金）

1. この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約に対する払戻金はありません。
2. この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合で、この特約が解約または解除されたとき、この特約が失効したときまたは第 15 条第 2 項の規定によりこの特約が消滅したときには、会社は、主約款第 23 条（払戻金）の規定を準用してこの特約の払戻金を保険契約者に支払います。
3. 第 9 条（特定損傷給付金の支払の時期および場所）の規定は、前項の場合に準用します。

6. この特約の失効、消滅、復活および復旧

第 14 条（特約の失効）

主契約が失効した場合には、この特約も同時に失効します。

第 15 条（特約の消滅）

1. 特定損傷給付金の支払が第 2 条第 2 項に規定する通算支払限度に達した場合には、この特約は、その日の翌日から将来に向かって消滅します。
2. 主契約が払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された場合および主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

第 16 条（特約の復活）

1. 保険契約者は、主契約についての復活を請求する場合には、この特約についても同時に復活の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復活の請求を受けた場合には、主契約についての復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復活の取扱をします。
3. 主契約についての復活請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとみなします。

第 17 条（特約の復旧）

1. 保険契約者は、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更された主契約について元の保険への復旧を請求する場合には、この特約についても同時に復旧の請求を行なうことができます。
2. 会社は、この特約の復旧の請求を受けた場合には、主契約についての復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して主契約と同時にこの特約についても復旧の取扱をします。
3. 主契約についての復旧請求の際に保険契約者から別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとみなします。

7. 特定損傷給付金額の変更

第 18 条（特定損傷給付金額の増額）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める方法により、将来に向かって特定損傷給付金額の増額を請求することができます。ただし、増額後のこの特約の残存保険期間が 1 年以上ある場合に限り、増額を請求することができます。
2. 保険契約者が前項の請求をするときは、会社所定の請求書、保険証券および被保険者についての告知書を提出することを要します。
3. 会社は、特定損傷給付金額の増額を承諾した場合には、増額後のこの特約の保険料額を更正します。
4. 第 11 条（告知義務違反による解除）の規定ならびに主約款第 1 条（会社の責任開始期および保険期間）第 1 項から第 5 項および第 20 条（詐欺による無効および解除）の規定は、特定損傷給付金額の増額分について準用します。

5. この特約の保険料払込が免除された場合には、本条の取扱をしません。
6. 本条の規定によって特定損傷給付金額が増額された場合には、保険証券に裏書します。

第 19 条（特定損傷給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社の定めた金額に満たなくなる場合には、この取扱をしません。
2. 前項の規定によって特定損傷給付金額を減額した場合には、将来のこの特約の保険料額を減額します。
3. 前条第5項および第6項の規定は、本条の場合に準用します。

8. 契約者配当

第 20 条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 管轄裁判所

第 21 条

特定損傷給付金または特約保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

10. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第 22 条

この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

11. 主約款の規定の準用

第 23 条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

12. 主契約に無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約が付加される場合の特則

第 24 条

1. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当した場合は、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、この特約の保険期間の満了日が年金支払期間の満了日をこえることとなるときには、この特約の保険期間の満了日は、年金支払期間の満了日まで短縮されるものとします。
 - (2) 主約款の法人契約特則の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「法人契約特則
年金受取人および死亡給付金の受取人が法人である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは、特約条項を含みます。）の規定により被保険者に支払われる給付金は年金受取人に支払います。」
2. 主契約の積立金の全部を無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当介護保障特約の原資に充当された主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。
3. 前項のほか、主契約の積立金の一部を無配当年金支払取扱特約または無配当介護保障特約の原資に充当した場合は、無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分が消滅した時に、この特約も同時に消滅するものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 対象となる特定損傷

対象となる「特定損傷」とは、つぎのいずれかをいいます。

(1) 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(2) 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(3) 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

付則2 治療等の定義

(1) 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

(2) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 1. の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

付則3 特定損傷給付金の請求書類

1. 特定損傷給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の事故状況報告書
5. 被保険者の戸籍抄本
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 最終保険料の払込を証明する書類
8. 保険証券

無配当年金支払取扱特約 目次

(この特約の趣旨)	第 15 条 この特約の解約
1. この特約の締結	第 16 条 この特約の消滅
第 1 条	
2. 年金等の支払	6. 払戻金
第 2 条 年金の種類	第 17 条
第 3 条 年金の型	7. 保険契約者の変更および年金受取人の代表者
第 4 条 年金支払開始日	第 18 条 保険契約者の変更
第 5 条 この特約の被保険者	第 19 条 年金受取人の代表者
第 6 条 基本年金月額	8. 契約者配当
第 7 条 年金の支払	第 20 条
第 8 条 年金受取人	9. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第 9 条 年金の一括支払	第 21 条
第 10 条 死亡給付金の支払	10. 主約款の規定の準用
3. 年金等の請求手続ならびに支払の時期および場 所	第 22 条
第 11 条 年金等の請求手続	11. 無配当介護保障特約と同時に付加する場合の特 則
第 12 条 年金等の支払の時期および場所	第 23 条
4. 年金等を支払わない場合	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第 13 条 終身年金を支払わない場合	
第 14 条 死亡給付金を支払わない場合	
5. この特約の解約および消滅	付則 年金等の請求書類

無配当年金支払取扱特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の全部または一部について、将来の保険金等の支払に代えて、年金の支払を行なうことを主たる目的としたものです。

1. この特約の締結

第 1 条

- この特約は、第 6 条に規定する主契約の積立金等の全部または一部を第 3 号に規定する締結日に、この特約の原資に充当して主契約に付加します。
 - この特約は、保険契約者から、主契約の積立金等の全部または一部をこの特約の原資に充当する旨の申出があり、この特約の被保険者の同意を得て、主契約に付加して締結します。この場合、第 3 号に規定する締結日からこの特約上の責任を負います。
 - 主契約の積立金等の一部をこの特約の原資に充当するときは、つぎに定めるところによります。
 - 保険契約者は、この特約の原資に充当されない主契約部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - この特約の原資に充当されない主契約部分については主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「無配当年金支払取扱特約の原資に充当されない主契約部分」と読み替えます。
 - この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日（主契約が終身払の場合には会社の定める日）およびその後の契約応当日のうちから、保険契約者が指定した日とします。
 - この特約が付加された後は、主契約についてつぎに定める取扱をしません。ただし、この特約の原資に充当されない主契約部分についてはこの限りではありません。
 - 死亡保険金の支払
 - 高度障害給付金の支払
 - 保険契約者は、この特約の締結日の 2 週間前までにこの特約を付加する旨の申出を行なうことを要します。
 - この特約が付加された場合には、保険証券に裏書します。

2. この特約については、つぎの各号の取扱をしません。

- (1) 減額
- (2) 解約
- (3) 貸付

2. 年金等の支払

第2条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。

- (1) 保証期間付終身年金
- (2) 保証期間付夫婦連生終身年金
- (3) 確定年金

第3条（年金の型）

この特約の年金の型は、つぎの各号のいずれかとし、保険契約者は、この特約締結の際、そのいずれかを選択するものとします。

- (1) 定額型
毎年基本年金月額額の12倍相当額を支払う型
- (2) 逓増型
基本年金月額額の12倍相当額につぎの表の率を乗じて得られる金額を支払う型

年金支払回数	乗率	年金支払回数	乗率
1回目	1.00	7回目	1.30
2回目	1.05	8回目	1.35
3回目	1.10	9回目	1.40
4回目	1.15	10回目	1.45
5回目	1.20	11回目以降	1.50
6回目	1.25		

第4条（年金支払開始日）

この特約の年金支払開始日は、この特約の締結日とします。

第5条（この特約の被保険者）

1. この特約の被保険者は、つぎのとおりとします。

- (1) 保証期間付終身年金または確定年金の場合
主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）
- (2) 保証期間付夫婦連生終身年金の場合
被保険者およびこの特約締結の際に被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者（以下「配偶者」といいます。）

2. 保証期間付夫婦連生終身年金の場合、離婚または婚姻の取消により配偶者が被保険者と同一戸籍上の夫または妻に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。

- (1) 年金受取人は、その事実を証する書類に保険証券を添えて会社に通知して下さい。
- (2) 会社が前号の通知を受けた場合には、年金の種類を保証期間付終身年金（保証期間経過後であるときは、終身年金とします。）に改め、会社の定める方法により基本年金月額を改めます。

第6条（基本年金月額）

基本年金月額は、年金を支払う際に基準となる金額をいい、保険契約者の指定にもとづき、主契約におけるつぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算した金額とします。ただし、主約款による貸付が行なわれているときはその元利金相当額を差し引き、また未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の積立金。この特約の締結時に減額され、または消滅する特約の責任準備金を含めます。
- (2) 主契約に付加されている無配当養老保険特約の生存保険金。すえ置かれた無配当養老保険特約の生存保険金を含めます。
- (3) 前納金の精算金
- (4) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

第7条（年金の支払）

会社は、つぎの各号に定めるところによって年金を支払います。

- (1) 保証期間付終身年金の場合

会社は、被保険者が年金支払開始日に生存している場合に、その日およびその後の毎年の契約応当日に、被保険者が生存している間、保険契約者が選択した第3条（年金の型）各号のいずれかによる終身年金を年金受取人に支払います。ただし、年金支払開始日からその日を含めて10年間は、被保険者の生死にかかわらず終

身年金を支払います（この期間を以下「保証期間」といいます。）。

(2) 保証期間付夫婦連生終身年金の場合

会社は、被保険者および配偶者が年金支払開始日に生存している場合に、つぎに定めるところにより、その日およびその後の毎年の契約応当日に、保険契約者が選択した第3条（年金の型）各号のいずれかによる終身年金を年金受取人に支払います。ただし、第13条（終身年金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

(イ) 保証期間中

年金支払開始日からその日を含めて10年間は、被保険者および配偶者の生死にかかわらず終身年金を支払います（この期間を前号ただし書同様「保証期間」といいます。）。

(ロ) 保証期間満了後

被保険者または配偶者が生存している間、終身年金を支払います。ただし、被保険者が配偶者に先立って死亡した後の終身年金額は半額になるものとします。

(3) 確定年金の場合

会社は、被保険者が年金支払開始日に生存している場合に、その日およびその後の毎年の契約応当日に、約定の年金支払期間中、保険契約者が選択した第3条（年金の型）各号のいずれかによる確定年金を年金受取人に支払います。

第8条（年金受取人）

1. 年金受取人は、保険契約者がこの特約締結の際、保険契約者または被保険者のうちから指定するものとします。ただし、主契約の積立金等の一部をこの特約の原資に充当するときは、保険契約者としてします。
2. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約者から保険契約上の権利義務一切を包括して承継するものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、保証期間付夫婦連生終身年金の場合で、被保険者が配偶者に先立って死亡したときは、以後、配偶者が年金受取人となるものとします。被保険者が死亡した時と配偶者が死亡した時の先後が不明のときは、配偶者が先に死亡したものとして取り扱います。
4. 前項の場合、配偶者は、被保険者が死亡した時に年金受取人から保険契約上の権利義務一切を包括して承継するものとします。

第9条（年金の一括支払）

1. 年金受取人は、保証期間付終身年金または保証期間付夫婦連生終身年金の場合には、保証期間中に限り、将来の保証期間中の毎年の終身年金の支払にかえて、残存保証期間中に支払われる終身年金全部の一括支払を請求することができます。
2. 年金受取人は、確定年金の場合には、年金支払期間中に限り、将来の年金支払期間中の毎年の確定年金の支払にかえて、残存年金支払期間中に支払われる確定年金の全部の一括支払を請求することができます。
3. 前2項の場合、会社の定めた方法で計算して得られる利息相当額を控除します。

第10条（死亡給付金の支払）

会社は、つぎの各号に定めるところによって死亡給付金を支払います。ただし、第14条（死亡給付金を支払わない場合）に規定する場合を除きます。

(1) 保証期間付終身年金の場合

会社は、被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときに、その保険年度に支払われる終身年金額と同額の死亡給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

(2) 保証期間付夫婦連生終身年金の場合

(イ) 被保険者が死亡した場合

前号と同様とします。

(ロ) 配偶者が死亡した場合

会社は、配偶者が保証期間中に死亡したときはその保険年度に支払われる終身年金額の半額、保証期間満了後に死亡したときは保証期間満了後に被保険者が生存している場合に支払われる終身年金額の半額の死亡給付金を年金受取人に支払います。

3. 年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第11条（年金等の請求手続）

1. 死亡給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者またはその受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 終身年金、確定年金または死亡給付金（以下「年金等」といいます。）を請求する場合には、付則に規定する書類を会社に提出することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。
4. 死亡給付金の受取人は、死亡給付金の支払事由が発生した場合には、死亡給付金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡給付金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第 12 条（年金等の支払の時期および場所）

1. 年金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで年金等を支払いません。

4. 年金等を支払わない場合

第 13 条（終身年金を支払わない場合）

1. 保証期間付夫婦連生終身年金の場合、配偶者が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、終身年金を支払いません。この場合、この特約は、被保険者が死亡したときに消滅します。
2. 保証期間中に前項に該当した場合は、会社は、残存保証期間中に支払われる終身年金全部を一括して、被保険者死亡前の年金受取人に支払います。ただし、その年金受取人が被保険者であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払うものとします。
3. 前項の場合、会社の定めた方法で計算して得られる利息相当額を控除します。

第 14 条（死亡給付金を支払わない場合）

1. 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合には、会社は、死亡給付金を支払いません。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
2. 保証期間付夫婦連生終身年金の場合で、年金受取人が故意に配偶者を死亡させたときも同様とします。

5. この特約の解約および消滅

第 15 条（この特約の解約）

この特約を解約することはできません。

第 16 条（この特約の消滅）

この特約は、つぎの各号に定める時に消滅します。

- (1) 保証期間付終身年金の場合
 - (イ) 保証期間経過後に被保険者が死亡した時
 - (ロ) 終身年金の一括支払後、保証期間中に被保険者が死亡した時
 - (ハ) 保証期間中に被保険者が死亡した後に、保証期間が満了した時
- (二) 保証期間中に被保険者が死亡した後に、終身年金が一括支払された時
- (2) 保証期間付夫婦連生終身年金の場合
 - (イ) 保証期間経過後に、被保険者または配偶者が死亡しこの特約の被保険者のいずれもが存在しなくなった時
 - (ロ) 終身年金の一括支払後、保証期間中に被保険者または配偶者が死亡しこの特約の被保険者のいずれもが存在しなくなった時
 - (ハ) 保証期間中に被保険者および配偶者が死亡した後に、保証期間が満了した時
 - (二) 保証期間中に被保険者および配偶者が死亡した後に、終身年金が一括支払された時
- (3) 確定年金の場合
 - (イ) 年金支払期間が満了した時
 - (ロ) 確定年金が一括支払された時

6. 払戻金

第 17 条

この特約に対する払戻金はありません。

7. 保険契約者の変更および年金受取人の代表者

第 18 条（保険契約者の変更）

第 1 条（この特約の締結）第 1 項第 2 号（ロ）の規定にかかわらず、この特約の締結日以後の保険契約については、保険契約者の変更はできません。

第 19 条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上ある場合には、その代表者1人を定め会社に通知することを要します。
2. 前項の代表者が定まらない場合、会社へ通知がなかった場合または代表者の所在が明らかでない場合には、会社が年金受取人の1人になした行為は、他の年金受取人についても効果を生じるものとします。

8. 契約者配当

第20条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第21条

この特約の原資に充当された主契約部分については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

10. 主約款の規定の準用

第22条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 無配当介護保障特約と同時に付加する場合の特則

第23条

この特約と無配当介護保障特約を同時に付加する場合、第1条（この特約の締結）第1項の適用に際しては、「この特約の原資」を「この特約および無配当介護保障特約の原資」と、「無配当年金支払取扱特約の原資」を「無配当年金支払取扱特約および無配当介護保障特約の原資」とそれぞれ読み替えるものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則 年金等の請求書類

(1) 終身年金の請求書類

〔第1回の終身年金〕

1. 終身年金請求書
2. この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合および保証期間付夫婦連生終身年金の場合は戸籍抄本）
3. 年金受取人の戸籍抄本
4. 年金受取人の印鑑証明書
5. 保険証券
6. 最終保険料の払込を証明する書類

〔第2回以降の終身年金〕

1. 終身年金請求書
2. この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合および保証期間付夫婦連生終身年金の場合は戸籍抄本）
3. 年金受取人の戸籍抄本
4. 年金受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

(2) 確定年金の請求書類

〔第1回の確定年金〕

1. 確定年金請求書
2. この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
3. 年金受取人の戸籍抄本
4. 年金受取人の印鑑証明書
5. 保険証券
6. 最終保険料の払込を証明する書類

〔第2回以降の確定年金〕

1. 確定年金請求書
2. 年金受取人の戸籍抄本
3. 年金受取人の印鑑証明書
4. 保険証券

(3) 死亡給付金の請求書類

1. 死亡給付金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
4. 死亡給付金の受取人の戸籍抄本
5. 死亡給付金の受取人の印鑑証明書
6. 保険証券

80 歳満期の特約への変更に関する特約 目次

第1条 特約の締結

第2条 80 歳満期の特約への変更の取扱

80 歳満期の特約への変更に関する特約

第1条（特約の締結）

この特約は、次条第1項に規定する保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、無配当疾病入院特約等会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）に付加して締結します。

第2条（80 歳満期の特約への変更の取扱）

1. 保険契約者は、主契約の保険料払込期間の満了の日（次項各号のいずれかに該当する場合には、主特約の保険期間満了の日）の2週間前までに申し出ることによって、主特約の被保険者を被保険者とする第3項に定める保険期間の特約を締結（以下「変更」といいます。）することができます。（以下本条の規定により変更された特約を「変更後特約」といいます。）
2. 前項の場合、主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日を変更日とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、変更前の主特約の保険期間満了の日の翌日を変更日とします。
 - (1) 主契約の保険料払込方法が一時払の場合
 - (2) 主契約の保険料払込期間が終身の場合
3. 変更後特約の保険期間は、変更日から、被保険者の年齢（満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て6カ月をこえるものは1年とします。）が80歳となる契約応当日の前日までの期間とします。
4. 前3項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
 - (1) 主契約の保険料の払込が免除されている場合
 - (2) 主契約に特別扱保険特約が付加されている場合
 - (3) 主特約に特約用特別扱保険特約が付加されている場合
5. 変更後特約の給付金（保険金を含み給付の名称の如何を問いません。以下同様とします。）の額は、変更前の主特約の給付金の額を限度とします。
6. 変更後特約の保険料は、つぎの各号に定めるところにより払い込むことを要します。
 - (1) 変更日が主契約の保険料払込期間の満了の日の翌日である場合または主契約の保険料払込方法が一時払の場合
変更日の前日までに年払保険料として一括して前納することを要します。
 - (2) 主契約の保険料払込期間が終身の場合
変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主特約の特約保険料の自動振替貸付、給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱および主契約の普通保険約款の保険料の払込に関する規定を準用します。
7. 前項第1号の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条の変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
8. 変更後特約の保険料は、変更日における被保険者の年齢によって計算します。この場合、変更後特約の保険料払込期間は、変更後特約の保険期間と同一とします。
9. 本条の変更が行なわれた場合に、変更後特約の特約条項中、給付金の支払、特約保険料払込の免除、給付金を支払わない場合および告知義務違反による解除の規定を適用するときは、変更前の主特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
10. 変更後特約については、会社は、変更日における特約条項および保険料率を適用します。
11. 本条の変更が行なわれた場合には、変更前の主特約は変更日の前日に消滅します。この場合、会社は、責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。

特約更新特約 目次

第1条 特約の締結

第2条 主特約の更新の取扱

第3条 この特約の更新

第4条 主特約が無配当新家族保障特約の場合の特則

特約更新特約

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出により主特約に付加して締結します。
2. この特約が付加される場合には、主特約の規定にかかわらず主特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の取扱範囲内で定めます。

第2条（主特約の更新の取扱）

1. 保険契約者が主特約の保険期間満了の日の2週間前までに特に申出をしない限り、主特約は、主特約の保険期間が満了する日の翌日（以下「主特約の更新日」といいます。）に更新されるものとします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主特約は更新されません。
 - (1) 更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後の主特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間の満了の日をこえるとき
 - (3) 主契約に特別扱保険特約が付加されているとき
2. 更新後の主特約の保険期間は、更新前の主特約の場合と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、主特約は、その限度まで保険期間を短縮して更新されます。
3. 前項の規定にかかわらず、主特約の更新日の2週間前までの保険契約者の申出により、会社の定める範囲内で主特約の保険期間を変更して更新することができます。
4. 更新後の主特約の給付金（保険金を含み給付の名称の如何を問いません。以下同様とします。）の額は更新前の主特約の給付金の額と同額とします。ただし、主特約の更新日の2週間前までの保険契約者の申出により、会社の定める範囲内で給付金の額を変更することができます。
5. 更新後の主特約の保険料払込方法は、更新前の主特約の保険料払込方法と同一とします。ただし、主契約の保険料払込方法が年払、半年払または月払で、かつ、主特約の保険料払込方法が一時払の場合（主契約の保険料の払込が免除されている場合を除きます。）には、保険契約者が主特約の更新日の2週間前までに特に申出をしない限り、主特約は、主契約の保険料払込方法と同じ保険料払込方法に変更して更新されるものとします。
6. 更新後の主特約の第1回保険料は、主特約の更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込んで下さい。この場合、主特約の特約保険料の自動振替貸付、給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱および主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険料の払込に関する規定を準用します。
7. つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新後の主特約の保険料のみを主特約の更新日の属する月の末日までに払い込んで下さい。この場合、主特約の保険料の払込については、主特約の更新日の属する月の翌月の初日から翌々月の主特約の更新日の月ごとの応当日まで（主特約の更新日が2月、6月または11月の末日である場合には、それぞれ4月、8月または1月の末日まで）を猶予期間とし、主特約の給付金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱および主約款の保険料の払込に関する規定を準用します。
 - (1) 主契約の保険料払込方法が一時払の場合
 - (2) 主特約の保険料払込方法が一時払でかつ主契約の保険料の払込が免除されている場合
8. 更新後の主特約の特約保険料は、主特約の更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主特約の給付金の額によって計算します。
9. 主特約が更新された場合に、主特約の特約条項中、給付金の支払、特約保険料払込の免除、給付金を支払わない場合および告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前の主特約の保険期間と更新後の主特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。ただし、更新前の主特約の保険料払込方法が一時払の場合には特約保険料払込の免除を除きます。
10. 更新後の主特約については、会社は、主特約の更新日における特約条項および保険料率を適用します。
11. 主特約の更新が行なわれた場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

第3条（この特約の更新）

主特約が更新された場合には、この特約も同時に更新されるものとします。

第4条（主特約が無配当新家族保障特約の場合の特則）

主特約が無配当新家族保障特約の場合、第2条第3項の規定により特約の保険期間を変更して更新するときには、年金の種類または年金支払期間を変更することができます。この場合には、無配当新家族保障特約条項第19条（年金の種類の変更）または第20条（年金支払期間の変更）の規定を準用します。

特約用特別扱保険特約 目次

第1条	特約の締結	第6条	割増保険料法の条件を付けた主特約の解約払戻金
第2条	特別条件		
第3条	保険契約内容変更の制限	別表1	特定疾病一覧表
第4条	復活の制限	別表2	特定部位一覧表
第5条	更新の制限	別表3	感染症

特約用特別扱保険特約

第1条（特約の締結）

無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当手術特約、無配当成人病手術特約、無配当通院特約、無配当女性疾病入院特約、無配当長期入院特約または無配当ガン入院特約（以下「主特約」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める普通の標準に適合しない場合に、会社は、主特約にこの特約を付加して締結します。

第2条（特別条件）

この特約を適用する主特約については、被保険者の健康状態その他の程度に応じて、会社は、つぎの各号のいずれかの条件を付けます。

(1) 割増保険料法

主特約の普通保険料に会社の定める割増保険料を加算して主特約の払込保険料とします。

(2) 特定疾病・特定部位不払法

この特約を付加する際に会社の定めた不払期間中に別表1のうちから会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または別表2のうちから会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病を直接の原因とし、主特約に定める入院給付金、長期療養給付金、手術給付金、成人病手術給付金、通院給付金または長期入院給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が発生した場合には、会社は、給付金を支払いません。ただし、主契約の普通保険約款の付則1に定める不慮の事故、不慮の事故以外の外因、別表3に定める感染症によって被保険者が主特約に定める給付金の支払事由に該当した場合には給付金の全額を支払います。また、被保険者が会社の定めた不払期間の満了日を含んで継続して入院した場合には、その入院については不払期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

(3) 割増保険料法および特定疾病・特定部位不払法の併用

第3条（保険契約内容変更の制限）

主特約にこの特約を付加した場合には、主特約の保険期間もしくは保険料払込期間の延長を伴う主契約の保険契約内容の変更または主特約の入院給付金日額、通院給付金日額もしくは長期入院給付金日額の増額の取扱をしません。

第4条（復活の制限）

この特約を付加した主特約がその特約条項の規定により効力を失ったときは、失効後1年以内に限り復活の請求ができます。

第5条（更新の制限）

この特約を付加した主特約については、更新の取扱をしません。

第6条（割増保険料法の条件を付けた主特約の解約払戻金）

この特約により割増保険料法の条件を付けた主特約において、主特約の保険期間と主特約の保険料払込期間が同一である場合には、主特約の割増保険料に対する解約払戻金はありません。

別表1 特定疾病一覧表

分類番号	特定疾病
1.	腎、尿管結石
2.	胆石、胆嚢炎
3.	異常妊娠、異常分娩
4.	外傷に伴う合併症、後遺症

別表2 特定部位一覧表

分類番号	特定部位
1.	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
2.	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
3.	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。）
4.	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5.	咽頭および喉頭（声帯を含みます。）
6.	甲状腺
7.	食道
8.	胃および十二指腸
9.	小腸および大腸
10.	盲腸（虫垂を含みます。）
11.	直腸および肛門
12.	肝臓、胆嚢および胆管
13.	脾臓
14.	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭
15.	腎臓（腎盂を含みます。）
16.	尿管、尿道および膀胱
17.	睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18.	前立腺
19.	子宮
20.	卵巣および卵管
21.	乳房（乳腺を含みます。）
22.	皮膚
23.	頸椎部（当該神経を含みます。）
24.	胸椎部（当該神経を含みます。）
25.	腰椎部（当該神経を含みます。）
26.	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
27.	左肩関節部
28.	右肩関節部
29.	左股関節部
30.	右股関節部
31.	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32.	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33.	左下肢（左股関節部を除きます。）
34.	右下肢（右股関節部を除きます。）
35.	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限りま。

別表3 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 ^{ミナ ジブロック} 0120-37-2269 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先(担当者)